

## 令和元年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月18日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
7番 関 口 雅 敬 君	9
4番 岩 田 務 君	19
5番 村 田 徹 也 君	23
2番 井 上 悟 史 君	36
3番 野 原 隆 男 君	36
9番 新 井 利 朗 君	40
1番 板 谷 定 美 君	42
8番 大 島 瑠美子 君	44
10番 染 野 光 谷 君	49
○町長提出議案の報告及び一括上程	52
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第30号 長瀬町観光振興計画策定委員会条例	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第32号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第33号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○議員派遣の件	63
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	63
○字句の整理	64
○閉会について	64
○町長挨拶	64

○閉 会 ..... 6 5

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第11号

令和元年第4回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年6月13日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和元年6月18日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子		君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

不応招議員（なし）

## 令和元年第4回長瀬町議会定例会 第1日

令和元年6月18日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

4番 岩 田 務 君

5番 村 田 徹 也 君

2番 井 上 悟 史 君

3番 野 原 隆 男 君

9番 新 井 利 朗 君

1番 板 谷 定 美 君

8番 大 島 瑠美子 君

10番 染 野 光 谷 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	板谷定美君	2番	井上悟史君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君	10番	染野光谷君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	齊藤英夫君
教育長	野口清君	会計 管理 者	村田武彦君
総務課長	福島賢一君	企画財政 課長	内山雅人君
税務課長	相馬孝好君	町民課長	福嶋俊晴君
健康福祉 課長	中畝康雄君	産業観光 課長	玉川真君
建設課長	若林智君	教育次長	内田千栄子君

事務局職員出席者

事務局長	野口晃	書記	石川正木
------	-----	----	------

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和元年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にて出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（野口健二君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第112条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（野口健二君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成30年度2月分から4月分と平成31年度4月分にかかわる例月出納検査の結果報告を受けました。その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

3月20日、秩父市で秩父広域市町村圏組合による「橋立浄水場管理棟竣工式」が開催され、議長染野光谷君、秩父広域市町村圏組合議員の大島瑠美子君と私もども出席いたしました。

3月25日、秩父市役所で「秩父地域議長会第4回定例会」が開催され、議長染野光谷君、副議長岩田務君と私もども出席しました。

5月19日、東秩父村内で「和紙の里文化フェスティバル観光懇談会」が開催され、出席しました。

5月21日、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第1回役員会」が開催され、副議長岩田務君と私もども出席しました。

5月27日、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会理事会」が開催され、出席しました。

5月31日、秩父市役所で「秩父地域議長会定期総会」が開催され、副議長岩田務君と私もども出席しました。

6月5日に埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会臨時総会」が開催され、出席しました。

6月14日に横瀬町町民会館でちちぶ農業協同組合第23回通常総会が開催され、出席しました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告をお願いいたします。

新井議員の説明をお願いします。

○9番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会の概要について報告させていただきます。

皆様ご存じのように、秩父広域市町村圏組合は昭和45年に発足いたしまして、現在では10項目にわたる事業を事務処理、共同処理をしております。一般的な予算としましては、ことしは一般会計30億円余り、それから企業会計は65億円余りとなっております。

そして、これは構成しております1市4町が均等割の部分と人口割部分、あと負債等に応じた割合、それから事業収入等で行っております。

それから、職員数は全体で253人、事務系で27人、消防、救急で176人、水道系で50人で構成されております。

私が議員になって、5月21日に全員協議会が行われ、補欠選挙、4月に行われた長瀬町と横瀬町の議員が今度広域議員になった補欠選挙がありましたので、その紹介といたしますか、ありました。あと、提出議案についての話でございます。

続きまして、5月28日10時から、同じくクリーンセンターで令和元年5月臨時会が行われました。その議事日程では、議席の指定があり、それから会期の決定、それから副議長の選挙というのが行われました。この副議長は、前回まで長瀬町が副議長を務めておったのですけれども、このたび欠けましたので、改めて副議長選挙が行われ、秩父市選出の黒澤秀之議員が選ばれました。

それに続きまして、今度は議長が辞職いたしまして、議長の選挙が追加され、皆野町が議長当番といたしますか、そういう状態であったのですが、宮原睦夫議員が選出されております。

そのほか、常任委員会の委員の選任が行われました。私は総務常任委員会に所属することになり、もう一人の染野光谷議員が厚生衛生常任委員会のほうに所属いたします。

あと、管理者提出議案のことにつきまして報告させていただきます。議案は4本ありまして、1本目が秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例が提案され、可決されました。

2本目として、秩父広域市町村圏組合火災予防条例及び秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例につきまして提案を受け、審議の結果、可決されました。

3本目といたしまして、秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例が提案され、審議の結果、可決されました。

もう一つ、秩父広域市町村圏組合監査委員の選任が行われ、秩父市選出の小櫃市郎議員が選任されまして、同意を受けました。

以上が今回行われました秩父広域市町村圏組合の報告でございます。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告をお願いいたします。

野原議員。

○3番（野原隆男君） おはようございます。それでは、令和元年第1回皆野・長瀬下水道組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

3番、野原でございますが、下水道組合に関する報告ですが、令和元年第1回皆野・長瀬下水道組合議会が令和元年5月31日に行われ、岩田務議員、井上悟史議員、板谷定美議員とともに出席いたしました。

報告といたしまして、長瀬町議会議員の任期満了に伴い、長瀬町から新たに下水道組合議員が選出され

たことに伴い、副議長選挙と常任委員会の委員の選任を実施いたしました。皆野・長瀬下水道組合議員で長瀬町から選出した議会構成に私が副議長に当選しまして、総務常任委員会に井上悟史議員と私が選任されたわけですが、井上悟史議員が委員長に、下水道常任委員会に岩田務議員と板谷定美議員が選任されました。岩田務議員が副委員長に決定いたしました。

以上で、皆野・長瀬下水道組合の報告とさせていただきます。

○議長（野口健二君） 以上で、諸般の報告を終わります。



### ◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに、令和元年第4回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先日の6月1日に長瀬町にとりまして大変うれしいニュースがございました。2020年東京オリンピックの聖火リレーのルート概要が発表され、長瀬町も通過することが発表されました。埼玉県内では来年7月7日から9日までの3日間、県内63市町村のうち40市町を通過し、長瀬町は7月8日の水曜日に通過する予定でございます。

オリンピックは、世界中から非常に注目を集める一大イベントでございます。そのような中、聖火リレーの経路として選ばれたことは、大変光栄なことであるとともに、気の引き締まる思いでございます。

今後埼玉県聖火リレー実行委員会を経て、実際に走るルートが年末までに決まる予定でございます。皆様と協力し、町全体で盛り上げていかなければと考えておりますので、その際にはぜひご協力をお願いいたします。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。

5月11日から20日までの間、春の全国交通安全運動が実施されました。当町では、5月13日に役場前におきまして、関係機関の皆様のご協力をいただき、交通安全キャンペーンを実施し、国道を通過するドライバーに交通安全を呼びかけました。

続いて、健康福祉課関係について申し上げます。

去る5月13日に開催されました第32回長瀬町社会福祉大会・福祉バザーにつきましては、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただき、盛大に開催することができました。心から御礼を申し上げます。

社会福祉大会では、社会福祉に功績のあった方々の表彰を初め、小学生の作文朗読、中学生や生活支援体制整備協議体の体験発表はとともすばらしい内容でございました。

また、福祉バザーにつきましては、町内全域の各家庭や企業、商店からバザー用品6,625点や寄附金の

ご協力をいただき、売上金や寄附金額の合計は127万1,100円となり、社会福祉協議会の貴重な財源として有効に活用させていただきたいと思えます。

毎年このように大きな成果を上げることが出来ますのも、議員各位を初め町民の皆様のご理解、ご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

続いて、産業観光課関係について申し上げます。

4月13日から28日までの16日間、宝登山山麓で観光協会による通り抜けの桜のライトアップが行われました。ことしは開花が早まってしまうましたが、約4,000名の来場をいただきました。

また、花の里実行委員会やボランティアの皆様のご協力により実施しております花の里ハナビシソウ園は、5月24日に開園いたしました。ことしは悪天候により種まきがおくれ、開花時期がおくれましたが、新聞やテレビなど、多くのマスメディアに取り上げられ、約5,500名以上のご来場をいただきました。

続いて、建設課関係について申し上げます。

4月1日に町内の3カ所の地区公園、長瀬地区公園、本野上地区公園、井戸地区公園がオープンいたしました。長瀬地区公園では開園式が開催され、愛称が「はつらつパーク」と命名されました。開園式後には、大勢の子供たちの笑顔とにぎやかな声があふれておりました。長瀬地区公園は、町民の皆様や町外の方々に触れ合いとくつろぎの場を提供することを目的として設置され、また災害時には一時避難場所としての機能も有する施設となっております。

今後も、町内にある公園でございますので、多くの皆様方にご利用いただけるよう願っているところでございます。

続いて、教育委員会関係について申し上げます。

小中学校各校とも無事に今年度のスタートを切ることができました。また、5月18日の中学校の体育祭に際しましては、議員各位にはお忙しい中、子供たちの成長した姿や元気な様子をごらんいただき、ありがとうございました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案1件、条例の改正案1件、補正予算案2件の合わせて4議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。

いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野口健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

4番 岩田 務 君

5番 村田 徹也 君

7番 関口 雅敬 君

以上の3名でございます。



### ◎会期の決定

○議長（野口健二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から19日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの2日間に決定しました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（野口健二君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあるとおりであります一般質問通告一覧表に従って発言を許可します。

なお、質問及び答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

任命権者の管理責任について町長に伺います。

町職員が休日に出勤し、死亡する事故が発生しました。死亡原因は、本人の健康上の問題であったと聞いています。突然の事故で対応は大変であったと思われませんが、次の点について伺います。

1、町では日ごろから休日に出勤する職員に対する指導をどのように実施していたのか。

2、今回の事故のことで町は管理的責任を負うことはないのか。

3番目、今回の事故を教訓に、休日出勤に対し、どのように対応するのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の任命権者の管理責任についてのご質問にお答えをいたします。

町では、平成15年に職員の休日、時間外勤務の適正管理及び休日、時間外勤務手当の適正支給に関する

基本方針を定め、休日のみならず時間外勤務をする場合は、行う業務内容を所属長に報告し、必ず事前命令を受けることを原則としているところでございます。

また、この指針には、時間外勤務が多い職員がいる場合などには原因を把握し、事務処理の改善や事務配分の見直しを行うなど、適切な処理を行い、時間外勤務をなくすよう努めることが定められており、管理職員が業務管理を行っているものでございます。

今回の事案については、土曜日のあいた時間に業務の確認に向いた際に、もともとの持病の影響から体調不良になり、まことに残念ながらお亡くなりになったものでございまして、職務上の指示命令に基づいて行った業務ではございませんでしたので、公務上の死亡ではないものと考えております。しかしながら、長年にわたり町のためにご活躍いただいた職員でございますので、残されたご家族のために必要な諸手続については速やかに行っております。

今回の事案を受けてというわけではございませんが、3月議会でご議決いただきました職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例に基づき、平成31年4月より時間外勤務の上限時間が原則月45時間、年360時間と定められたことから、先ほど説明をいたしました時間外勤務の事前命令等を定めた指針の徹底を、先日改めて職員に対し通知したところでございます。

また、あわせて夜の会議等がある場合などに時差出勤できる制度の創設や、以前より実施しているノー残業デーの重点実施の取り組み等も行っているところでございます。

いずれにいたしましても、職員の健康の保持増進及び時間外勤務の抑制並びにワーク・ライフ・バランスの推進を図っていくことは、効率的な行政運営とも密接に関連しておりますので、今後より一層取り組みを充実してまいります。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、再質問をさせていただきます。

初めに、私は町職員の方が公用中に亡くなられたという大変憂うべき出来事が発生したことについて、まずは心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

町民の財産と生命を守る大事な役目を負う職員を失うことは、まことに重く受けとめなければならないと思います。殊に職務中となるとなさらであります。町長は職務中とは言いませんでしたけれども、私はこの亡くなった状態を見る限り、職務中とみなしたいと思っております。

また、二度とこのようなことが起こらないよう、具体的に町長に質問をし、適正な改革をしていただきたいと、そういう思いで質問をさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたが、本人の健康管理に問題があるような話ですが、それも私はいかなものかと思えます。ましてや善意の出勤のような話も町長はしておりますが、不見識この上ない話で不謹慎でもあると思えます。

私たち民間であれば、このような事例が起こった場合、警察や労働基準監督署の指導が入り、監督責任を指導されるのが民間でございしますが、町長は何もないという話であります。休日あるいは職務時間外には適正な命令や報告をするという事例ができていくということでもありますけれども、今回それが徹底されていなかったと。やはりこういうことは改善をしっかりとしなければ、これから一生懸命働く職員が、今のような答弁でいくと手が出せなくなるような気が私はいたします。

民間であれば1人で給食センターの車を見に所長が出かけていったのは、しっかり責任感を持って対処しに行ったのだと私は見るのですけれども、町長の答弁は違うような答弁、好きで行ったというような感

じに聞こえます。対策としても、るる対策を言っていただきましたが、あの給食センターの所長が車を見に行くときに、例えば民間であれば複数体制でその車点検をさせます、休日であれば、1人が事故が起きたときに、あの事例で言っても、結果でありますけれども、私はもう一人いればAEDで何とか一命を取りとめることができたのではないかと。彼には職務を一生懸命やってもらおうということで、こういう事故になってしまって、本当にかわいそうでなりません。

また、これから残っている職員が責任感を持って、先ほども言うように、いろんな職務にこれから対処していくのだと思います。町民の財産と生命を守るためには、時間から時間、この範囲から範囲では勤められないと思うので、管理者の町長、今の答弁でよろしいのですか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

今年度は、給食配送車の購入をするということで、購入に向けて業者の決定をし、契約に向けて準備などをしてきたことから、配送車の内部確認などを行っていたかもしれません。今となつては、これは確認ができませんけれども、3月でしたか、配送車を購入するというので議会のご承認をいただき、4月になりまして早速に配送車を購入ということで発注をいたしました。特異なものでございますので、すぐには車が来ないというような状況でございました。

その中で、現在使用している配送車は老朽化が進んでおりますが、点検、修理などにより、運行に支障はない状態であったわけでございまして、あくまでも想像の範囲でございしますが、配送車の修理を1人で行っていたということは考えられません。

役場職員は、人事異動により担当部署が変わりますと、今まで携わってきた業務とは全く違う業務を担当することになるわけでございます。また、年度初めの4月、5月にかけては、業務の繁忙期であり、人事異動も含めると、心身へのストレスも多く、休日職場に出向いて、落ち着いた環境の中で業務の確認などを行うことはございます。休日出勤となりますと、休日振替代休日指定簿により、勤務する日、時間について、勤務をする前に決裁権者の承認を受けて勤務することになっております。ですので、今回の件につきましては、休日に業務の確認に出向いた際に体調に不調が生じたものと考えております。

なお、故人が好意的に行ったことに関して、私の態度が不謹慎であるというお話をただいまいただきました。人の心というものは、他人様には決してわかるものではないと私は思っております。そのような中で、言葉や行動は相手の受け取り方によって変わってまいります。本人を好意的に思っている人は好意的にとってくださるでしょうし、余り快く思っていない方は悪くとってしまわれる場合もあります。そのような中で、私から一般論を申し上げますれば、自分の部下が亡くなってショックを受けない人はいないと私は思っております。悲しまない人もいないと思っております。その中で、不見識という言葉は、私はちょっと当てはまらないのではないかなという思いでいっぱいでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今町長の答弁でもありましたけれども、働き方改革と言いながら、町長はいろいろな話を役場内ですべてしているという話をしていますけれども、実際にそれがうまく機能しなかったのが今回の事例なのです。

給食センターの車は古くてどうのこうのなんていう話は、私も一般質問でもしました。ここの議場でも質問をいたしました。教育長からは、もう至急買うのだという話も出ていました。そういうことは、私わ

かって質問しているのです。

町長は、悲しまないわけではないのだというお言葉であります。それは、町長が預かっている役場職員を全ての責任を持って、最高指揮者でいるのであるから、私は町長の言葉を聞いて不謹慎だという話をしたのだけれども、給食センターの所長が亡くなってから、私はいろんなところで町長のこの話を聞いたけれども、ご冥福をお祈りする言葉は一切出てこなかった。残念でなりません。そういうことからして、私は発言をこういう言葉できょう発表をいたしました。

今いろいろやっているのだ、何だかんだと言っているけれども、我々民間が、特にうちの企業という会社は、本当に家内的な零細職場です。これにも、例えばこんな事故が起こったら、陸運局からすぐ飛んできます。この事例があって、警察も検視だとか、そういうのはあったのだらうと思います。健康上のはあったのだとは思っただけけれども、町長がいかにしても私が大事に預かっている若い職員を、こういうことになって軽々来ているような感じにしか受けない。そこでこの質問をしました。

給食センターの車は、もう以前に私が調べたところでも、ある休みに入る一歩手前で、何とか配送が終わったところで車がだめになったと。修理屋が修理をしたけれども、今は運行はきちんとできるのだと町長は話していましたけれども、車なんていつどこでどう壊れるかわからない。あれだけ老朽化が進んでいるのだから、もっと早く買えばいい。町の人が言うのは、いろいろな人が言っています。あの滑り台を買う前に、何で給食センターの車を買わなかったのだらうかと、そこまで言う人もいます。

町長、私はこの問題をどうのこうのではなくて、この問題が起こったことについて、今後二度とこういうことが起こらないように、職員が安心して働けるように、職場をしっかりと管理していただきたいということで、私は急遽、議会事務局長にも話をして、質問を差しかえました。そういうことなので、町長、二度とこういうことが起こらないように、しっかりと安全体制とってやってください。どうぞ。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほども質問に対しまして回答させていただきましたけれども、31年4月から時間外勤務の上限時間が原則月45時間、年360時間と定められました。このことによりまして、先ほども申しあげましたけれども、ノー残業デーの日も実施を、今までも行っておりましたけれども、今度はノー残業デーの日も余分に設けるということで、4月から実施をさせていただいておるところでございます。

先ほども申しあげましたけれども、私が悲しいという態度をとらなかつたというお話でございしますが、このことに関しましては、やはり捉え方ではないかなと私は解釈をしておるところでございます。

そのような中で、当然私の責務といたしましては、職員の健康管理、しっかりと努めてまいりたいと思っておりますけれども、健康につきましてはご自分もしっかりと管理をしていただきたいという、私はそこを願っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。2番目お願いします。

○7番（関口雅敬君） それでは、2番目の質問に入ります。

農村工業導入地域の排水対策について町長に伺います。農村工業導入地域の事業者から、町で整備した農村工業導入地域の排水路ののり面が崩れかかっており、将来的に工場敷地内も崩れるおそれがあるため、排水路の整備を要望したが、町では整備ができないと回答を受けたそうです。現地を確認しますと、農村工業導入地域指定当初から手つかずの状態のようであり、事業者の敷地にも影響を及ぼす可能性があるた

め、排水路を整備する必要があると思われませんが、どう捉えているのでしょうか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の農村工業導入地域の排水対策についてのご質問にお答えをいたします。

岩田地区の農村地域工業導入実施計画は、昭和49年度に面積4万1,069平方メートルで当初計画が策定され、その後平成4年度に面積5万6,622平方メートルへと変更となり、現在に至っておるところでございます。

当初の実実施計画書や町に残っている協定書等の資料によりますと、導入区域内にある小規模な用排水路及び耕作道路につきましては、導入される企業側が代替施設を設置するよう調整する。2、導入地区内の道路及びこれに附帯する施設の代替施設は、導入企業側が整備するものとし、その位置及び施設の設定については事前に町当局と協議するものとする。3、工業廃水及び生活排水の排水溝は、企業側の負担にて布設するが、町は水路敷の境界を明確にし、できる限り企業側の要望に協力するものとなっております。

また、平成4年度の計画変更後につきましても、当初計画と同様に当地区内にある道路、水路等については、原則として導入される企業側が代替施設を設置するよう調整するとなっております。

このようなことから、現在工業導入地域に入っている企業の工場建設等には、水路の改修につきましては企業側で整備をしていただくことが原則となっておりますので、町としては水路整備を行っていない状況でございます。

今回の事案も小規模な水路であり、現地も確認させていただきましたが、今の状況であれば、町で整備する予定はございませんが、企業側との話し合いにつきましては前向きに行っていきたいと考えております。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、2回目の質問です。

町では、税収向上をさせるために、当時農村工業導入制度を始めたのではないかと私は推測をいたします。今の町長の言うような状況で企業誘致といっても、どこもそれでは来ないのではないのでしょうか。インフラ整備ができていなくて、工場が来るわけではないです。まして100人から従業員がいる工場が、今のような話でいたら来ないと思います。

前の町長は、あの工業団地の東側に水路、側溝をつくったではないですか。今町長が言っているのと全然違うことではないですか。企業が関係するところがそういうものを整備するのだと言っていて、東側はできているではないですか。私も調べたら、番地は無番地だと。無番地のまんま工場に、全てそこをやったらと言ったって、工場だって無番地のところ、何も手なんかつけられないではないですか。

そういう建前のことがあったということは、今町長が発表したのは私もわかります。けれども、本当に企業を誘致して税収を上げたいのであれば、今こういう話が出てきたけれども、あの程度のことだったら、話し合いをこれからもしっかりやっていくという言葉がありました。本当に真剣に企業側と話をし、あのぐらい簡単に決着つけないと、あそこにまだ企業誘致で残っている用地がいっぱいある。そこに来る企業なんてないですよ、多分。インフラ整備を自分たちで全部やるのだとなれば。

町長、ちょっとあの工業団地の話は、以前に決めた当時にはそういう建前でスタートしたのかもしれないけれども、現状を見れば、あれは工場が使っている水路ではないのです。山側から来る一般の排水が流れてくる水路なのであって、それは町がちゃんと整備をしてあげないと工場は来ない。あの工場があっても、これから手広くしていかないと、そういうことをやっていくと。町長、しっかりあの工場

の方と役場が真剣に話をし、工業団地という指定がしてあるのだから、やらなくてはおかしいでしょう。どうですか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

実は、当初この企業さんが私のところに参りまして、会社と会社の間、工場と工場の間は無番地のところがあるのだけれども、それを払い下げてもらえないかというお話でお越しいただきました。1時間ほどいろいろな話をさせていただきましたけれども、わかりましたということで、それでは払い下げができますように、こちらといたしましても努力をいたしますということで、お帰り願ったと記憶をいたしております。その後、どうしたわけですか、今回のような話が持ち上がってきたわけでございまして、私としてもまさに青天のへきれきという思いでございます。

そしてまた、払い下げに伴う話し合いの中で、構造物の材料費を町で負担すれば、企業側が水路の整備をするというお話を私のところにお越しいただいた後に担当者にいただきました。しかし、町といたしましては、現状の状態でも水路として機能をしており、町が負担をし、水路整備の必要性はないと判断をいたしましたものでございます。

ただいま関口議員から、山側から水がというお話をいただきましたけれども、あの水路は多分山から水は来ていないのではないかと、私が見た限りでは思っております。

また、通常払い下げに伴い、水路のつけかえ等が発生する場合は、申請者が負担することが原則のため、今回の案件につきましても、水路整備をするのであれば企業側が負担をしていただくというのが当然であると考えております。企業側から水路整備の要望があるのであれば、当該水路は現状でも水路として機能しているが、未整備となっておる箇所もございます。これは事実でございますので、この件につきましては導入企業側と今後前向きに話し合ったいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、今私もこのことについて相談をある方から受けて、企業の方にもお会いをして現状を見させてもらいました。きょうここに見に来るようにお誘いをしたのだけれども、自分がこの役場にネクタイを締めて何回か来たけれども、返事がそういう返事だから、時間があつたらなということでありましたので、来ていることを期待したいと思うのだけれども、しっかりと議事録を読んで、企業側対執行部はしっかりと今後話をしてもらえばいいと思います。

私が言うのは、農村工業導入地域にして、最初はそういう話だったけれども、今税収が下がったりしているときだから、一生懸命税収を上げるために、工業団地指定で前の町長は東側に立派な側溝をつくったのだから、今この話が出たときに、あのぐらいやってあげたほうが、今後のことを考えたら町でやるべきだと私が判断したので、この質問をしました。

今町長は、あの水は山側から来ていませんと。では、あの水はどこから来ているのですか。あの側溝は、あの企業の上にももう一個企業があります。その企業が流した水がそこを通ってきているのだとすれば、崩れますよ、あののり面は。私に言ったあの企業は、それ排水で使っていないのだから。違うところから流れてくる排水がその工場の敷地内を流れているのであって、今町長が言うように、あれは山から来ていませんと、ではどこから来ているのですか。

そういうことを考えて、町長、あの程度の排水路だったらやったほうが早いです。工場なのだから。企

業誘致をしているのだから。そういうのを見て、また新しい企業が長瀬に来るかもしれません。あれでは、幾ら工業団地だ、工業団地だといったって、インフラ整備は全部自分持ちですよといったら、誰も来るわけがないではないですか。町長、いま一度答弁をお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

東側の水路の話がたびたび出てまいりました。あそこにつきましては、大規模改修ということで、お水が大分上のほうから出てくるという状況の中で、前町長が改修をされたところでございます。今回のところにつきましては、小規模ということで改修がなされなかったということ。そしてまた、お水の話が出ておりますけれども、私も実はあそこを見させていただきました。多分昔はあそこは田んぼだったのだと思うのです。その中で、あそこに残ったというような状況であると思います。

そのような中でございまして、これから町といたしましても、企業側としっかりと丁寧にお話し合いをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長が話したのは、会議録にしっかり載りますから、しっかり企業でも見ると思いますので、よろしくやってください。

では、3番目の質問に入ります。公園整備について町長に伺います。

長年の念願であった公園整備が終了し、子供たちに大変好評で、ちょっと首をかしげるのですが、うれしい限りですが、一方ではどの公園も日差しを遮るものがない、休息所がないという不満の声も聞こえてきます。多くの人に利用してもらうためには、日差しを遮るための休息所も必要であると考えますが、今後公園内に休息所を設ける予定があるのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の公園整備につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

関口議員におかれましては、公園整備に格別のご理解を賜り、まことにありがとうございます。本野上地区公園、井戸地区公園とともに長瀬地区公園、オープンをしたわけでございます。2カ月が経過をいたしました。議員のおっしゃるとおり、利用者からも日陰になる場所がないとのご意見をたくさんいただいております。町といたしましてもあずまややパーゴラなど休憩施設の設置を複数検討いたしました。特にことは、5月、連休初めから暑い日が続いておりましたので、いろいろな方から日陰がない、日陰がないというお話をいただく中で、役場内で担当者とも何度も協議を重ねたところでございます。

検討いたしました中で、長瀬地区公園は都市再生整備計画事業の国庫補助事業で整備された施設であり、整備後に新たにあずまやなどを設置する場合は、国と協議する必要があるということが判明をいたしました。となりますと、国と協議するには大変な時間を要することになりますため、すぐには休憩施設を設置することは難しいということになってまいりました。

今後早急に国と協議を進めていきたいと町では考えておりますけれども、協議が調いまして、新たに休憩施設を設置することができるようになるまで、時間が多分かかると思います。その間は、仮設でテントを設置し、対応をしていきたいと思いますということに決定いたしまして、多分関口議員も見ていただいておりますけれども、仮設の休憩所を設置させていただいたところでございます。

なお、本野上地区公園、井戸地区公園、岩田地区公園につきましては、公園の規模などから、現段階で

は新たに休憩施設を設置することは考えておりません。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の放送は、点検か何かで大丈夫なのだよね、みんな安心して座っているけれども。もし緊急だったら本当に困るから。そんな場合、ぼうっと座っていたのでは。

町長には、再質問させてもらいます。

施工あるいは設計の段階から始めて、町長はあれを決裁、認めて、多分判こを押しているのだと思うのです。そして、このようなでき上がりなのかというのが私の考えです。全ての公園で町長は責任を持った相談を業者なりいろんな方とやった結果、こういう公園ができ上がったというのであれば、非常に残念でありません。お金をしっかり使って、後からつけるものについては相当時間がかかると。これでは、何のために、始めるときに誰にどういう相談をして、誰にも相談しないであの設計したわけではないでしょう。

では、町長、私言いますね。日陰がなくて、途中で木を植えました。何であんな小さい木を植えるのですか。あれだったら、お金もらったのであったら、緑化のあれでもっと大きな木を植えて木陰をつくってあげる。そういうことは途中でやっているのだから、私はやれないことはない。

それで、長瀬の交番の跡地には、まだ工事中なのかどうかわかりませんが、何か長瀬町のウマが置いてあって、あずまやが2つあって、まだ下がコンクリート舗装にもなっていないなくて、使えるのだから使えないのだからわからないあずまやが2つあります。私があそこに座っているのを見たのは、今までで2人が座って休息していました。それは近所のおばさんでした。

そういうことからして、町長、私も公園をつくるのには一生懸命言っていました。私が言っている公園は、ああいう公園ではないのだと。もう一度言っておきます。私は、「ドラえもん」のテレビの画面に出てくる公園ですね、ヒューム管が置いてある程度でいい、そういう話をもう何回もしました。あれだけ立派な遊具をつけてやった中に、今町長が言う緊急、臨時的な休息所、あれでは町長として恥ずかしくないですか。運動会に立てるテント、全部テントをどかして、その骨組み、あれは何と云うのだっけ、砂の袋。あれで重しがあって、上によしずがかかっている。中にベンチが2つ置いてあるけれども、その日によって違う場になっている。長瀬町を観光立町にするという町長の考えで、あの休息所を臨時で置いたこと自体で、後の言葉は言いません。本当に疑います。あんなのをつくって、私だったら恥ずかしくて置けません。

そういうことで、町長、どこの公園もそうだとおっしゃっているけれども、いいでしょう、ふれあいベースのところだって何だって、井戸の公園も岩田の公園も、私は休息所をつくれとか、そういうのではなくて、長瀬の地区公園だけでもあれだけ宣伝してやるのだから、あの遊具だって、何か町長の挨拶が3カ所で3回とも金額が違うとある方がおっしゃっていました。

〔「そんなはずありません」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） いいえ。では、後でそれはやりましょう。

そういうことで、あれだけ立派な遊具をつくる前に、こんな簡単なことも考えなかったのかどうかお聞きをします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

その前に、私が3カ所で違った数字を言ったというお話がございました。これは、私は絶対に間違った

数字は言っておりません。1,500万円というお話をさせていただいてまいりました。

ただ、皆さんの議員選挙の際に、ある議員さんの応援演説の中で、3,000万円、3,000万円という声をあちらこちらで言っているという声を私も聞いております。ほかの皆さんからも伺っております。あれは1,500万円でございますので、皆さんにもしっかりと、間違わないようお願いをしたいと思います。

それでは、関口議員の質問にお答えさせていただきますけれども、誰にも相談しないでつくったのかというようなお話でございました。この公園をつくるに当たりましては、住民懇談会、何度も持ったわけでございます。そのお話は、議会の中でも何度もお話をさせていただいております。多分関口議員はお忘れになっているのではないかなと思います。いろいろな皆さんからご意見を聞いた中で、あの公園ができました。当然住民懇談会の中のご意見には、日陰に対する意見がございました。現在公園内に日よけ施設といたしまして休憩場所を設置しておりますが、今現在利用される方の人数からいたしますと、ちょっと規模が小さい施設と感じられております。

それから、町長は恥ずかしくないのかというお話いただきました。私はちっとも恥ずかしくないのです。だって、応急措置ですから。応急措置ですよ。これから国としっかり協議をして、施設の増設が認められ次第、早急に整備を、そのときにはしっかりしたものを整備をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど給食センターの配送車の車を買えないのというお話いただきましたけれども、配送車と公園整備は全く違ったものでございます。しかしながら、どちらも子育てに対しては一番大事なものでございます。そこのところを両方しっかりとやらせていただく、これが私の務めだと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長は、恥ずかしくなくて作りかえるというのは、どうも考え方がわからないので、次の質問に行きます。

町道の管理について伺います。優先順位という答弁が今までありました。状況の説明を聞かせて……ちょっと待ってください。質問の紙を間違えました。

4番目、道路改良の優先順位について町長に伺います。道路改良に関する一般質問を行うと、優先順位により実施するという回答を受けますが、どのように優先順位を決めているのでしょうか。例えば本中117号線の落合眼科からフジマートに向かうルートは、大雨になると道路が冠水してしまい、通行が困難な状態になりますが、手つかずの状態のままです。このような場合に、道路改良が進められないのであれば、その理由を住民に説明する必要があると思われませんが、どのように捉えているのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の道路改良の優先順位についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、道路改良の優先順位をどのように決めているのかのご質問でございますけれども、道路改良事業は4メートル以上に拡幅することを基本といたしまして、政策的判断、地元からの陳情、要望等、緊急度、危険度、地権者の同意が得られるかななどを考慮し、優先順位を決めさせていただいております。

次に、本中117号線の道路改良につきましては、町では雨天時の道路冠水の状況を確認しております。対策といたしまして、道路改良や側溝整備が考えられますが、排水先や道路幅員などを考慮しますと、道路の拡幅に伴う改良が必要と考えており、排水先や工法等を引き続き検討していきたいと考えております。

道路改良が進められないのであれば、その理由を住民にも説明する必要があるとのことでございますが、要望書や陳情書などが出されたときは、提出時に要望事業について今後検討していく、事業の実施は難し

いといったお話をさせていただいております。検討させていただきますと回答した要望につきましては、実施できる時期等について具体的なお答えはできませんが、住民の皆様にご理解をいただけるよう、今後とも丁寧な説明をするよう努めてまいります。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今町長に答弁していただきましたけれども、あの道路は4メートルに足りないからだめだという結果をしっかりとその担当区長にお話ししてあるのかどうか。

私も以前からこの問題は何回かやりましたけれども、あそこは長瀬町の中で排水をするのに一番低いところで、大変だという話を聞いております。となると、あそこが一番低くて大変なのだということは、もう優先順位で1番だという解釈を私はしたのです。どこにも排水路は持っていけない。では、道路を広げるだけでできるのであれば、私の周りの人は、そういう話でいけばオーケーを出すと思います。相当困っているのだから。大雨が降ると、トイレを雨の中くみ出すのだという話も聞きました。町長、もう一度お願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

本中117号線、議員もご承知のとおり大変なやごみでございませぬ。そのような中で、真ん中にあそこは下水が通っているのです。多分ご承知だと思います。その中で、それではどういふふうにしたらば工事ができるかということをお考えすると、両脇に排水を持ってくるといふことになるわけでございますけれども、そうなりますと、車ががたがた、がたがた通りますと、今度は町民からうるさいといふようなお話も出てまいるわけございまして、そのような中でどういふふうにしたらいいだろうかといふことで、大変苦慮しているところでございませぬ。

建設課長ともいろいろとご相談させていただいておりますので、詳しいお話は建設課長のほうからさせていただきますといふ思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

本中117号線は、先ほども町長が答弁をいたしましたけれども、道路が冠水する付近の土地が低く、水が集まりやすくなっていることは、町でも承知しております。この道路の排水ができる水路が、側溝がございませぬため、排水するための流末は、今のところ北沢か大堀を想定しておりますけれども、その工事をするためには用地の購入が必要となってくるため、この道路の周辺には住宅が立ち並んでいるため、優先度は高い路線となっておりますけれども、広域的に検討する必要があるため、もう少し時間をいただきたいといふことは、区長さんのほうにもお答えはさせていただきます。

先ほど、もう一つ、工法等をどういふふうにしたらいいかということも課内で検討させていただいて、町長、副町長にはご報告させていただいておりますけれども、真ん中に側溝を布設するといふ方法も検討させていただきましたけれども、真ん中にちょっと下水管が埋設してあるため、下水道組合のほうから、その上に側溝を布設するのは、申しわけないですけれども、勘弁してくださいといふお答えをいただいております。

このようなこともいろいろ判断させていただきますと、4メートルの幅員に50センチの側溝を布設する改良工事が最良と考えられますので、先ほども申し上げましたけれども、早急に実施することは難しいと思われませぬ。しかし、今後排水をどこに持っていくかなどを検討させていただいて、職員で今後高低差の調査を実施させていただく予定となっておりますので、来年の工事にはちょっと難しいこともあるかと思

うのですが、手はつけていきたいというふうを考えておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の建設課長の答弁は非常によくわかりました。私もあそこを1日置きに散歩をし、雨が降った後には必ずあその道路を通ってみると、非常に水が、両脇ではないのですよね、片側の畑の中にすごい大水で、みんなどこも競争で土を盛り上げているという状況で防御していると。あその皆さんは本当に住みにくい、すぐでも出ていきたいのだという話をしているような状況になっているので、今の建設課長の答弁のとおり、ちょっとスピードアップをしながら、今考えているように進めてあげてほしいと。

私は、これ要望でなく、先ほども工場のインフラ整備もそうでしょうけれども、ああいった悪いところのインフラ整備ができていない。いろんなところを歩いていると、ここはこれで大丈夫なのかなというところ、よく我慢しているなというところがあります。住みよい長瀬町にするために、皆さんこの選挙も頑張っていて、いい町つくりますと言っているのだから、執行部も一緒になって、頑張っていていい町をつくるように努力をお願いして、私は今回終わりにしたいと思います。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君の質問を許します。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

道路の安全性の向上と歩車道の有効活用について町長に伺います。

現在長瀬町の県道沿いの道路は、3メートル以上の幅の歩道がふえています。道路交通法では、一定の基準を満たせば歩道内を自転車が通行することも可能なようであり、道路を通行する方に配慮し、自転車も国県道の歩道を通行できれば安全であると思われれます。また、国県道や町道の歩車道に自転車や電動シニアカーの通行帯等を設けることができれば、安全性はさらに高まると考えられます。

自転車レーン等の整備をすることで、道路の安全な利用環境を整えるに当たり、国県道については県土整備事務所に要望し、町道ではそれらを検討する考えはないのでしょうか。

また、歩車道や道路空間の有効活用を展開している自治体が多いのはご承知のことと存じますが、多くの観光客が訪れる長瀬町でも道路の活用を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の道路の安全性の向上と歩車道の有効活用についてのご質問にお答えをいたします。

歩行者と自転車を分離することは、道路を安全に通行する上では大変効果的であると考えます。歩行者と自転車を分離する方法としては、自転車道、自転車専用通行帯、歩道内に自転車通行部分を指定する方法がございます。

長瀬町では、対象となる場所は限られておりますが、埼玉県警察等関係機関と協議調整し、自転車や歩行者の安全性の向上を図ってまいります。

なお、電動シニアカーにつきましては、道路交通法上は歩行者となります。国県道の歩道につきましては、歩行者と電動シニアカーを分けることについては、埼玉県警察等の関係機関に協議してまいります。町道につきましては、幅員の広い歩道は少なく、歩行者と電動シニアカーを分けることは難しいと考えております。

また、歩車道や道路空間活用を進めるべきとのご質問でございますが、地域の活性化やにぎわいの創出等の観点から、道路上でイベントなどを行うことにつきましては、道路占用の許可に当たり、弾力的な取り扱いがなされております。道路占用主体は、個人ではなく団体となります。団体から道路の活用希望があれば、町としても協力をしていきたいと考えております。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま答弁をいただきましたが、今回の質問は大きく分けて2点、通行者の安全性を考えた自転車などの通行帯等についてと、地域住民や観光客のための道路空間の有効活用についてとなります。

まず、自転車が歩道を通行できる条件としては、自転車は車両であるため、基本的には車道を通らなければなりません。運転者が13歳未満もしくは70歳以上、または身体に障害を負っている場合、また安全のためにやむを得ない場合、そしてもう一つが自転車通行可の道路標識や標示がある歩道を通るときのようなことです。

長瀬町では、都会とは異なり、歩いている人も少ないので、歩道を自転車が走行していても警察に捕まるようなことはないかもしれませんが、やはり安心、安全にお互いが通行するためにも、広い歩道には自転車通行可や普通自転車通行指定部分などの道路標識や標示を設けたほうがよいと考え、今回質問をいたしました。

歩道の幅が狭い道路では、車道の左端に自転車レーンやブルーのライン等で通行帯を路面標示している道がふえてきておりますが、このような方法も有効だと思います。最近では、おもてなし観光公社の関係でも、レンタル自転車で観光客が国道沿いの歩道を通行しているのをしばしば見かけるようになりましたが、本来であれば道路向かって左側の端を走らなければなりません。そういったことから、通行帯をつくることで交通ルールを遵守し、安全に通行していただくことができます。

さらには、観光客のサイクリングのコースやロードマップ、道しるべとしても効果が期待されており、今治市と尾道を結ぶしまなみ街道サイクリングロードが先進地のようです。

昨年6月に閣議決定された国の自転車活用推進計画の中でも、目標の一つにサイクルツーリズムの推進による観光立国の実現が掲げられ、自転車を活用した地域の活性化を目指しているようですので、今のタイミングで整備を進めるのがよいのではないのでしょうか。

そして、これらは歩行者の安全を守るとともに、自転車の走行環境や利便性の向上、自動車の運転者に対しては自転車通行者への注意喚起にもなり、より事故も減ると思います。

次に、電動シニアカー、電動車椅子についてですが、シニアカーなどは道路交通法では歩行者と同じ扱

いとなります。したがって、歩道を走行することができますし、歩道がなく路側帯がある道路では向かって右側の路側帯を走り、歩道も路側帯もない道路では道路の右側を走行することができます。しかしながら、運転免許証も要りませんので、道路交通法がわからないのか、車両と勘違いされているのかわかりませんが、道路の左側を走っている方がほとんどです。狭い道路の脇を電動シニアカーが通行しているときには、危ないと感じた方も少なくないと思います。実際にシニアカーが間違えて道路左側を走行していて、追突された死亡事故も起こっております。

こういったことから、シニアカーの利用者も自動車運転者も安心、安全に通行するためには、自転車と同じく対策が必要だと思いますが、歩行者と同じ扱いですので、路肩にグリーンベルトを整備するという方法も考えられます。特に高齢化が進むこの町の公共交通手段は、鉄道とタクシーのみであります。お年寄りの方にとって、そして足の不自由な方にとっても外出の一助となり、快適に過ごせるまちづくりの一つとして取り組むべき課題ではないでしょうか。

再質問となりますが、現在の道路状況での危険性とブルーライン、グリーンベルト、標識等の設置などの具体的な解決策の話をさせていただきましたが、昨日のニュースでも高校生が高齢者の方を自転車ではねてしまい、死亡させてしまうという事故がありました。町としては、安心、安全、快適で住みよい町という面を考えても、事故が起こる前に早急に対応が必要であり、後回しにすべき事業ではないと考えますが、再度ご見解を伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

近年は、自転車で長瀬町に訪れていただくというような方たちも大変多くなっております。特に秩父地域はこうした地区でございますので、自転車の観光客も多いわけでございますが、そのような中で以前にも、たしか8番議員でしたね、ご質問いただいたことがあるかと思います。

本当に自転車道路ができるといいのですが、町全体を見回したときに、町道の幅も狭いということで、なかなか思うようにいかないというわけでございますけれども、そのような中でグリーンベルトですか、そういうレーンをつくるということも検討していかなければならない課題であると思っております。

ただいまのご質問の中で、シニアカーのお話ございました。確かにお年寄りは、交通ルールをよくわかっていらっしゃる中で運転をしていらっしゃる方たちも多いのではないかと思います。そのような中で、これからは折に触れて、啓発活動を進めていかなければならないなと肝に銘じたところでございます。

長瀬町の国道は、大分広くはなったのですが、ごく一部のところでございますので、それがずっとつながっていきますと、これがまた歩道のほうを自転車、そしてシニアカーが安心して走れるというような状況になるわけですが、今のところすとちょっと無理かなと思っております。

そのような中で、今回ご質問いただきましたので、県土整備と、それから秩父警察署に聞き取りをいたしましたので、そちらをご報告させていただきたいと思っております。

まず、県土整備事務所からの聞き取りでございます。長瀬町内では、現在整備している国道140号の歩道が自歩道として整備をしております。ただし、歩道内を通行できるようにするには、通行可の標示が必要となります。この標示は規格標示になるため、警察との協議が必要でございます。県といたしましては、積極的に進めていくということは考えておりませんというお話をいただいております。秩父県土管内では、秩父市内の秩父停車場秩父公園線の1カ所のみがそのような通行可になっておるようでございます。

自転車専用通行帯や歩道内の自転車通行は、一定の区間で行わなければ効果がないと考えるというご回答をいただいております。先ほども申し上げましたように、長瀬町の140号ということになりますと、一定の区間だけしかないということで、やはりそのところは効果がないのではないかとということでございます。

それからまた、警察からの聞き取りでございますと、歩道内を自転車が通行するための標示を行うに当たり、歩道幅員等の基準がありますということで、3メートルあれば歩行者と自転車のすみ分けが検討できると。検討した結果、公安が許可するかは、具体的に検討しないと何とも言えない。歩道内は、子供や高齢者などは自転車での通行が認められておるわけでございます。先ほど議員からもそのようなお話いただきました。また、自転車が車道を通行することが危険と判断したときは、歩道を通行することができるということになっておるそうでございます。

また、自転車レーンには基準があるかというお話も聞きましたところ、自転車レーンは1.5メートル以上の幅員が必要と。1.5メートル以上とれない場合は、1メートルから1.5メートル未満も可能であると。車道幅員は、自転車レーンを引いた後に道路の規格、3種、4種などに合った幅員を確保する必要がある。道路管理者が自転車の通行を誘導するため、自転車レーンを引くことがあります、これは規制標示ではないが、警察との協議が必要とのことでございます。

これから町として何ができるか、しっかりと県土整備、そしてまた秩父警察と協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 今警察と県土整備事務所では、そんなようなお答えが返ってきたということですが、埼玉県としてはそのようなお答えが返ってきたかもしれませんが、先ほどもお話ししたとおり、国が推進していくことで昨年決まったことなので、まだもしかして埼玉県のほうでも理解されていないのかわからないですけれども、その辺は関西のほうが結構先進で、山道の狭いところでもブルーレーンという自転車の通る道路なんかがつくってありますので、それはやるかやらないかを検討することだと思えますので、ぜひご検討いただければと思います。

町民にとって、より安心で安全、快適に過ごせる環境を整えるべきだとやっぱり考えますし、長瀬町を訪れる観光客にとっても、それがまた魅力となり得ると思えますので、ぜひ早急な対応をお願いします。

最後に、道路空間の有効活用を進めるべきという質問についてですが、近年国では、こちらも国になりますが、地域の活性化や町なかのにぎわい創出に寄与する道路占用を支援するよう、道路占用許可の弾力的な運用を推進しております。国交省の方針としても、道路空間の多機能化、オープン化など、道路空間を安全で美しく、多様な活用を進めるなどがあります。例えば無電柱化や路上物件の小型化、ベンチの設置やコミュニティサイクル等に対する支援といったことが挙げられております。

また、道を活用した地域活動の円滑化のために、近隣では高崎市で県道や市道を利用して、歩道や路上でオープンカフェやコミュニティサイクル事業を行っております。札幌市では、国道の歩道を活用して、オープンカフェや広告事業等を行っております。また、長岡市では道路利用者の利便性の増進や町なかのにぎわいの創出、回遊性を高めるために、歩道に休憩場所を増加、イベントの実施、店に入りたくなる看板の設置をするなど、歩道の有効活用に取り組んでおります。

道を活用した地域活動を進めるに当たっては、道路使用許可や道路占用許可、食品営業許可などがかか

わってまいります。町としても地域の活性化やにぎわいの創出などのため、計画を策定し、許可を得ればさまざまな活用ができるということでございます。

さらには、都市再生整備計画などに道路空間の活用計画を盛り込むことや、国家戦略特別区域の計画を策定することでも特例措置を受けることもできます。道路を管理しているのは、国や県かもしれませんが、今ではそれらを自治体のアイデア次第で活用できるという手段がございます。

先週、こちらもやっぱりニュースごらんになった方もいらっしゃると思いますが、毎日のように三重県の某市では、少しでも看板が歩道にはみ出ていると、クレームを言い男性が店にどなり込んでくるということでございますが、当町としても、岩畳や駅前の商店街の路上に看板が置いてあるから違法なのではないかなんていう話ではなく、堂々と道路空間を活用していけばいいわけでございます。ぜひとも早急に歩道や道路の利活用ということも進めていただきたいと存じますが、こちらについても今話を聞いた中で最後にご意見を伺いまして、質問を閉じたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ただいまいろいろな事例をいただきました。埼玉県では、たしか春日部市がやったという事例がございますね。その中で、確かに長瀬町観光にとりまして、このような取り組みは大変よろしいのではないかなと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、道路占用主体が個人ではなくて団体ということになりますので、観光協会や商工会などの団体等からの希望をいただき、もしそういったご希望がそうした団体から上がってきたのであれば、占用許可等の弾力的な運用を検討してまいりたいと思っております。

先ほども歩道内だけではなくて、残地というお話もございましたけれども、確かに長瀬町もちょっとした残地はあちらこちらにございまして、そのような中で休憩所等も検討できないかということは内部ではお話をしているところでございますので、これからいろいろな方々からのご意見を聞きながら、人の動線ですとか、通行量などを考慮して、そうしたところも活用方法を検討してまいりたいと思っております。

今のところ町主体で実施していくということではなくて、そのような働きかけを、議員も観光協会の一員でございまして、そちらからも働きかけをしていただいたり、町のほうからもそうした働きかけをさせていただき、弾力的に取り扱いができるように、町としては協力をさせていただきたいと思っております。

以上です。

---

○議長（野口健二君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。まず、空き家対策について町長に伺います。

現在日本の空き家率は約15%と言われており、今後もさらに増加すると見込まれています。そこで、安心、安全面などから、当町の現状と今後の対策について、次の点について伺います。

1、空き家を把握するための調査は、どのような方法で実施しているのか。また、調査により把握した空き家件数と特定空家の認定数は何件なのか。

2、所有者に対し、空き家の活用や処分を行うための助言や指導、特定空家に認定された場合の措置はどのように行っているのでしょうか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、空き家を把握するための調査方法と調査によって把握した空き家件数と特定空家の認定数でございますが、町では空き家の実態を把握するため、平成27年4月に各行政区長にご協力をお願いし、町内全域の空き家調査を実施いたしました。この調査で把握した空き家の件数をもとに、新たに管理不全の物件を現地調査した上で追加するとともに、取り壊された空き家等をデータから削除した件数を現在の空き家件数としております。

また、空き家のうち、周囲を不安、不快にさせている空き家につきましては、町民課の職員が現地を確認し、電話連絡や文書により所有者に改善指導を行っておりますが、改善が見られない場合は、立ち入り調査の通知を送付した上で、長瀬町空家等対策協議会が空き家の立ち入り調査を行い、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると判断した場合は、特定空家に認定しております。現在町で把握している空き家の件数は117件でございますが、このうちの6件を特定空家に認定しております。

次に、所有者に対する空き家の活用や処分を行うための助言、指導をどのように行っているのかでございますが、秩父定住自立圏を形成する1市4町で秩父空き家バンクを設置しておりますので、空き家の処分や活用に関する問い合わせにつきましては、空き家バンクをご案内しております。また、町とシルバー人材センターにおきまして、空き家等の適正管理に関する協定を結んでおりますので、施設に入所したお年寄りの方や遠方にお住まいで空き家の管理を直接行えない方から問い合わせがあった場合は、シルバー人材センターを紹介しております。

特定空家に認定された場合の措置につきましては、所有者に対して適正な管理を働きかける勧告を行い、改善等に応じていただけない場合は、住宅用地に対する固定資産の課税標準の特例から除外する措置を講じております。

空き家は個人の資産でありますので、個人で管理をしていただくというのが原則でございますが、町といたしましては、今後想定される空き家等により引き起こされるさまざまな問題に対し、地域や関係機関との連携を図り、近隣市町村の対応等を参考にしながら、適正に空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、再質問ということでお伺いします。

現在117戸の空き家を特定しているというふうなお話だったのですけれども、これでいきますと今現在日本中で15%程度が空き家になっていると。これは、都市部の賃貸住宅をも含めているのです。この辺は賃貸が非常に少ないので、少し減るかなと。ただ、地方都市のほうが15%を上回ると。埼玉県では、平均が16%となっております。今の117件割ることの、現在2,911世帯あります。これ計算すると、5%ぐらいというふうなことになるのですが、この調査を区長さんに平成27年度にお願いしたいというふうなことなのですけれども、私も15%は行っていないという感じは持っていますが、正確性、ちょっと信憑性ということで、やや疑問があります。それをどうこう言っても答弁はできないと思いますが。

まず、特定空家は6世帯というようなことで、要するに指導とか助言、勧告を行ったりするというふうなことでありますが、これから空き家はさらにふえていくのではないかとすることは当然想定されます。

国のほうでは、5件に1件は空き家になってしまうというようなことも言われています。長瀬町では、高齢者と別棟に若い人が住んでいるというふうなところもありますので、それをも含めるとかなりな、117世帯よりも多くなっていくのではないかと。高齢者が亡くなったりした場合には、これは空き家になるというふうなことが想定されます。

長瀬町として、まずこの半年を調べてみましたら、世帯数が22戸減っています、この半年です。ということは、このままいくと1年間で44世帯マイナスになると、このままでいけばですよ。これ6カ月です。人口に関しては、1年間で見たら、ちょうど昨年5月からことしの5月までで150人減少しています。年間100人ぐらいだったのがさらに加速しているということは、要するにさらに空き家率もふえていくのではないかと。これを加味して、町として10年後、20年後の空き家率、空き家がどのようにふえていくかというふうなことは想定しているのかと。していたらば、そのパーセントでもいいです。

それと、町として空き家対策計画というのは策定されているのかどうか。ちょっと何かさっき審議会がどうのということが出ましたが、そういう空き家対策の計画というのを持っているのかどうかについて再質問でお答えをお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

10年後、20年後というお話をいただきました。そちらにつきましては、まだ検討をいたしておりません。その中で、今現在のお話をさせていただきます。村田議員と若干数字が違ってくるかなという思いが、ただいまお聞きする中で思いましたけれども、そこのところはご了承いただきたいと思えます。総務省統計局が実施いたしました平成30年度の住宅土地統計調査の結果が、平成31年4月26日付で報道されておりますけれども、この調査結果によりますと、全国的な空き家率は13.6%で過去最高でございました。都道府県別の空き家率は、山梨県が最も高く21.3%で、埼玉県は最も低い10.2%でございます。

総務省の統計調査におきまして、空き家は4つに種類分けされておりますけれども、賃貸用の住宅、売却用の住宅、別荘などの二次的住宅、それからただいま申し上げました3つに該当しない空き家は、その他の住宅になります。

町が把握しております空き家は、その他の住宅に該当しますが、その他の住宅の空き家率は、全国平均で約5.6%、長瀬町は4.7%でございますので、現状は全国平均の空き家率より0.9%低くなっております。しかしながら、先ほども村田議員からいただきましたけれども、以前は年間100名ぐらいの減少であったのが、近年、このところ大変な減少率になっておるわけでございまして、特にひとり暮らしのお年寄り、ご高齢者が亡くなられたという例もたくさん出てまいります中で、多分10年後、20年後は、こうした空き家も長瀬町もふえてくるのではないかなと危惧をしておるところでございます。

これにつきまして、空き家バンクというお話を先ほどさせていただきましたが、やっぱり宅建法がございまして、町で取り扱うわけにはまいりません。その中で、空き家として空き家バンクに登録していただきますと、意外と長瀬町は利用をされたいという方がたくさん多うございますので、町といたしましても、そのようなところに登録をしていただきたいということをこれからしっかりと啓蒙啓発をさせていただきますと思っております。

また、空き家等対策計画策定しているのかというお話、それから条例を制定しているのかというようなお話もございましたけれども、空き家等対策計画につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の第6条に、国が定めた基本指針に即して、市町村は空き家等に関する対策についての計画を定めること

ができると思いますが、現在のところ長瀬町では残念ながら作成をしておりません。郡内の町では、長瀬町と同様に空き家等対策計画が策定されておりませんので、現段階ではその予定がございません。近隣町村とも足並みをそろえながら、このような策定も今後は検討していかなければならない議案となっております。

また、空き家対策に関する条例もしかりでございまして、これからよその町とも相談させていただきながら、そのような足並みをそろえてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 調査するところによっていろいろで、私が調べたのは13.7%とか、そんなふうな数字も載っているのですが、ちょっとその調査の場所は忘れちゃったけれども、そんなふうな数字も出ています。

再々質問ということですが、地方都市の空き家は住む人がなくて三重苦と言われていています。住むに住めない、貸すに貸せない、売るに売れないと。このようなことについての現状把握や聞き取りというのについて、町では行政相談を行っているのかどうか。

例えば1件、私の知り合いのうちも長らく空き家でありました。不動産業者を介して、先日、言い値よりも大分安かったのですが、ではうちのほうでとりましょうというふうなことで、長瀬駅近くの立派な豪邸ですが、不動産業者さんが購入をしたと。これは売却できる予定で購入したのかなというふうなことで、1年ぐらいかかりました。これはどの程度傷んでいるか、中に入っていませんが、かなりの物件なのでということですが、例えば古民家であるとか、そういうことについては、やはり住めない、貸せない、売れないということが出てきますので、町としてぜひこの聞き取り調査、または行政相談というふうなことをやっていくべきと思いますが、その件について。

あと、現在町で住宅取得補助制度を行っております。これも大変いいことではあるのだけれども、両親が住んでいると、古い家があると。それを改装するというよりも、今の若い人はその人の敷地に新たに家を建てるという傾向が非常に強いということなので、この住宅取得補助制度、本年度またやるということは承知していますが、これも検討する時期にもう来ているのかなと。というのは、改装のほうをメインにして一緒に住んでもらうとか。長瀬町は、三世同居というのが、埼玉県でも上位から四、五番目なのです。だから、かなりそういうふうなことになっているのですが、そういうのを推し進めていくというふうなことも一つの方法ではないかと思えます。

退職後は、田舎に住んでみたいと。あれ二地帯というのですか。

〔「二居住型」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 二居住型何とかといいますけど、これは生活力に余裕がないとなかなかできないことだと思うのです。片方に居住の住所を置くと、週末には地方に来てとか。そんなに甘いものではないのではないかと思いますけれども、まず空き家バンクを活用されているというお話は以前からありますけれども、空き家バンクも不動産屋さんが入って紹介とかしていますよね。

そのほかに、町でのホームページ、以前にも質問しましたが、町独自のホームページへの掲載をしているかどうか。少ししていると思うのですが、こういう効果があらわれているのかどうかというふうなことについて1点。

それから、DIY型賃貸というようなことが今言われています。借り主がリフォームして、退去時には

それを回復しないでもいいのだというようなこと。こんなふうなD I Y型賃貸というふうなことも町では進めていく考えはあるのかどうか。

さらに、長瀬町は観光立町を目指す町ということを行っています。空き地、要するにこれは空き家なのですが、空き家を更地にすると、こんなふうなことについて、またその更地を活用するというふうなことまでについての計画というのですか、指針を設けていかなければ空き家は古くなる。古くなったらどうすると。倒壊の危険があると。さあ、困ったではなくて、そういうこともあり得るのだということを前提にした更地活用も含めた空き家対策を行うのかどうか。

あと、空き家、これは簡単なといいますか、空き家活用としてのお試し移住の拠点整備というのは、昨年度ですか、なしになりましたが、モデル事業ですか、これは今後やっていくのかどうか。

さらに、移住施策として業者委託、JTBさんに移住、定住の委託していますよね。そんなふうな効果が我々にはわからないのです。こんなふうな効果が出ているのだということがあればお聞きしたいと思います。

特に空き地に関しては、今九州の広さだけの空き地があると。これがやがては北海道の面積、2040年には北海道に匹敵する面積になるというふうなこともありますので、空き地の認定作業というのはやっているのかどうかについてお尋ねします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

住むに住めない、貸すに貸せない、売るに売れないというお話がございました。先ほども私のほうから、長瀬町の場合にはというようなお話をさせていただきましたけれども、今現在長瀬町、空き家を活用した建物、今リフォームをされているのを多分村田議員もご承知だと思います。1つは旅館として、また1つは1棟貸しということで進められておるようでございます。

しかしながら、こうした事業につきまして、町のほうには全くご相談に来るとか、そういうことはございません。多分業者さん、不動産屋さんとの相談の中で進めておるのだと思いますけれども、町のほうでは始まってから後で知ったというような、本当にお恥ずかしい状況でございます。

また、第1の質問でございました空き家バンク、これは多分ご承知だと思いますけれども、空き家バンクにつきましては、秩父地域1市4町全てがインターネットで発信をされておりまして、その中で長瀬だけ見たかったらば、長瀬をとということで見るのが可能でございます。

それからまた、空き地につきましてですけれども、古いおうちを壊した跡、そこを更地にいたしますと税金がかかってしまうということで、お持ちになった方たちが意外と畑にされています。そうした事例もたくさんございます。その中で、町のほうに相談に来られたということは、町も町民のもろもろについて相談したいことにつきましては行政相談も行っておりますので、そうした中でお越しいただくのですが、そうした事例の報告は現在のところいただいておりません。

それからまた、お試し移住、これにつきましてでございますけれども、本来ですと今年度からやる予定でございましたが、もろもろ勘案した結果、ちょっと難しいということで、こちらにつきましても今のところ凍結になっております。

それから、住宅取得補助事業でございますけれども、実はこれ長瀬町では大変大勢の皆さんにご利用いただいております。今のところ、令和元年の予算では足りなくなってしまうということで、多分今回お出しするというのということで、9月補正で出すことになろうかと思っております。

もろもろたくさんのご質問いただきましたけれども、このほか細かい点につきましては、企財課長のほうから説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員の再々質問に順次お答えをさせていただきます。

今幾つか町長のほうからご答弁を差し上げましたけれども、重複する部分もございますが、まず住宅取得補助金につきましては、今後もその時代に見合った補助制度の見直しというのは、これはもちろん必要になってくることですので、現状のままずっと進めてまいりますということはないかと思えます。もちろんニーズがなくなれば廃止ということも考えていかなければなりませんし、ニーズがあればどのような形のニーズに沿った補助メニューになるのかは、その都度検討させていただいて、リニューアルをかけていくということになろうかと思えます。

また、現状でも三世代同居に伴う改築につきましては、これは補助金の対象とさせていただいておりますので、実際に今年度も1事案あったかと、今認定をさせていた事案が1事案あったかと思えますけれども、現状では対象とさせていただいているところでございます。

あと、空き家バンクの関係での町のホームページへの掲載ということですが、今町長からもお答え差し上げたとおり、1市4町の秩父定住自立圏で空き家バンクのホームページを開設させていただいているところでございます。そちらのほうを町ホームページでもリンクを張らせていただくなりして、適切に案内できるようにさせていただいております。町としましても、ご相談をいただければ、ご相談者の方に適切にその情報は提供してまいりたいというふうに考えております。

あと、DIY型の賃貸物件、こういったものを進められる考えはあるかということですが、こちらはもちろん所有者の方との兼ね合いもありますので、そのような方とのご協力といたしますか、お話し合いの中でできるということであれば、その方がそういったことをやりたいということでご相談をいただければ、町として何か対応できるか、そして支援ができるかということは、もちろん考えていけることだと思いますので、現状ではそのようなお話をいただいたケースはないかと認識しております。いただければ、そのようなことももちろん前向きには検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

もう一点、お試し居住整備につきましては、議員おっしゃいますように、昨年度の予算では執行することとはせずに、減額をさせていただきました。

また、その中でありました移住定住ツアーにつきましては、今年度も実施をさせていただいているところでございます。今年度の移住定住ツアーにつきましては、事業者のほうを企画提案協議により、ちょっと変更させていただきまして、また違う業者で実施をさせていただくようになっておりますが、ツアーにつきましては、一応今年度をめどに終了ということも今考えているところでございます。終了に伴っては、今までの効果といたしますか、実際に移住定住ツアーに出席していただいた方、ツアーに参加していただいた方がどのような状況になるかは、こちらのほうでも把握をして、今後の展開につなげていきたい。その中で、お試し居住の整備をするかどうかも含めて再度検討させていただきたいということを考えてまいりたいと思っております。

あと、空き家を更地にし、そしてそれを更地活用すると。そういった指針を策定して、空き家対策を行っていくべきではないかというお話もいただきましたけれども、これはまさしく空き家対策をどのように

実施していくかということの形になりますので、企画財政課はもちろんですが、関係各課とも検討、お話し合いをしながら、これについて町としてそういった指針を定めるかどうかも含めまして、考えていかなければならない課題として承りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、観光振興について町長にお伺いします。

観光は、訪れる人々の健康の増進や教養の向上並びに地域経済の促進など、社会的、文化的諸効果を高めることなどニーズは多様化しています。そこで、町の観光施策について、次の点についてお伺いします。

1点、今年度制定される観光振興計画には、全町観光地化への道筋をどのように盛り込む予定なのか。

2、観光に対する経済効果をどの程度と試算し、今後の観光振興につなげていくのか。

3、障害者など全ての観光客に優しい観光地化への配慮は、どのように進めていかれるのでしょうか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の観光振興についてのご質問についてお答えいたします。

1つ目のご質問の今年度策定される観光振興計画については、全町観光地化への道筋をどのように盛り込む予定なのかについてでございますけれども、現在の観光を取り巻く環境は、インバウンド市場の拡大や体験型観光など旅行形態の多様化などにより、従来とは大きく変化をしております。

今年度策定予定の観光振興計画は、こうした状況を踏まえ、第5次長瀬町総合振興計画に掲げるはつらつ長瀬の実現に向けた観光の基本計画として、長瀬町の観光の基本的な考え方と施策の方向性を定め、観光振興による地域の魅力や活力の向上を目指し、総合的に観光政策を推進していくことを目的としております。

その策定に当たりましては、長瀬町観光魅力アップ計画や長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略、第5次長瀬町総合振興計画の先行する計画の検証を行い、町内の観光関連施設や観光関連団体など、多くの方からのご意見を伺いながら現状や課題を分析し、長瀬町観光振興計画策定委員会にお諮りする予定でございます。その中で、全町的な観光資源の見直しや新たな掘り起こしを行い、活用方法を検討することも予定しております。

したがって、計画を策定するための現状や課題を分析していく中で、全町的な観光振興とはどうあるべきかが見えてくると推測をしておりますので、それを計画に反映してまいりたいと考えております。

2つ目のご質問の観光による経済効果をどの程度と試算し、今後の観光振興につなげるのかにつきましては、経済効果の算出方法は複雑で、同じ事例でも波及効果をどこまで考慮するかによって試算結果は変わりますし、観光入り込み客数に町内での消費額を計算することによって、ある程度の経済効果は出せると思われませんが、絶対的な数値ではないため、数値だけがひとり歩きされても困りますので、町単独では試算はしておりません。

しかしながら、観光業に近い分類として、宿泊業、飲食、サービス業の集計が平成28年経済センサス活動調査の公表データでは14億700万円となっており、この数字が実態に近い売り上げ金額になるかと思っております。

この数字は、あくまでもお土産などの製造や原材料の生産代が含まれておりませんので、そういったものを加えたものが実際の経済波及効果になると考えられますので、観光入り込み客数が増加し、少しでも長く長瀬に滞在していただければ経済効果も増加いたしますので、観光入り込み客数をふやし、また滞在

時間の延長を図れるような観光政策を推進してまいりたいと考えております。

3つ目のご質問の障害者等全ての観光客に優しい観光地化の配慮はどのように進めるのかについてでございますが、近年障害のある人もいない人も、ともに生活することが当たり前の社会を目指すノーマライゼーションという考え方を取り入れる動きが広がってきております。さらには、個人のライフスタイルや価値観が多様化し、これまでのように健康で平均的な成人向けの町や物では満足しない人もふえてきております。

こうした変化に対応するためには、より多くの人にとって使いやすいユニバーサルデザインの考え方やその取り組みは不可欠なものとなってきました。このユニバーサルデザインが対象とするものは、施設や道路、物など形のあるハード面だけに限らず、情報やサービス、思いやりの心など、形がないソフト面まで含みます。こうしたことから、ユニバーサルデザインの誰もが使いやすく、安全で快適に観光できるという視点を持って観光地長瀬をデザインしていくことが必要であると考えております。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 本年度観光振興計画策定委員会、15名の委員さんで立ち上げるということなのですが、まずこの委員会の15名の委員さんは有償なのか無償なのか、それから何回程度委員会の開催計画なのか。

それから、この計画策定は、観光魅力アップ対策審議会条例を廃止するというふうなことであるのですが、これは町としてつくと。そうではなくて、この委員会で話し合ったことをもとに構想を出すのか。ある程度は担当課で考えたとか、多少の構想を提案するのか。さらに、多分企業委託するのではないのかなと思います。企業委託をも想定して、企業側からこういうふうなものというふうなことで出してくるのかと。希望としては、企業委託しないで町独自でやっていただくのが経費の削減になるのではないかと思います。

ただいま町長が、これインターネットで調べると出ているのですよね、この14億700万円というのは。これを310万人長瀬に来たと想定すると、長瀬町で消費した額は4,516円になります。この14億700万円を310万人で割ると、1人当たり4,516円使ったというようなことなのです。これは宿泊だけですか、ちょっとわからないのですが、以前から町長が言われている、町は総合振興計画で観光業を中心として行っていくと。観光業が盛んになれば、そこで就業者数もふえると。そういうことによって、就業率のアップにもつながるのだというふうなことをお話ししていました。

では、これは具体的に、例えば酒蔵ができたとか云々とか、やめられたところもあるでしょうと。これは、観光業活性化では就業者数がこのくらいふえたと、就業率がこのくらいアップしたというようなことも提示があっているのではないですか。そうでなければ、人が310万人来た、400万人来たと言ったって、では経済効果はどうなのかと。ということで、町税の何%が観光にかかわるようなものから入っているのだと。これは概略でも、やはり町民は、ああ、なるほどなど、観光立町として町がやっていることは間違いないと、納得いくというふうな方針は、こういう雇用人数でもいいから示していく必要はあるのではないのかなと思います。その点について。

あと、優しい観光地と。これはどこでもそうなのですけれども、何回も言っていますが、例えば蓬莱島には、確かにほかにもトイレができました。トイレには障害者用のトイレがあります。では、あそこに来た障害者、車椅子の方はどうやって蓬莱島に入っていくのだと。いまだに階段の横は整備されずに、車椅子では入っていきません。持ち上げてだっこして、車椅子上へ持っていけば通るかもしれません。宝登山

神社を見に来たと。奥の鳥居の下から宝登山神社眺める。これは、宗教とかそういうことで、政治とは別なのだということになると別ですが、玉泉寺の横に道路ありますよね。玉泉寺の道かもしれませんが、あんなふうなのを舗装して、車椅子でも上れるような働きかけをすとかいうこと、これも必要なのではないかと。特に障害のある方、それから高齢者。

もう一点だけ。町では、観光も含めて南桜通りを整備しました。あそこの南桜通りは、メタセコイアが散ると、縁石ができたので、縁石の中と内に非常にたまっているのです。先日見かけたら、有志の人が多分あそこを一部分清掃したようです。あのメタセコイアが除去してありました。養浩亭よりこちら、博物館あたりで。ところが、もう跡がついてしまっているのです。新しいから、余計茶色に跡がついているのです。それから、月の石もみじ公園のここにも切り払った株が放置されているのです。やはりあれは鉄道さんの土地だとかいうのはありましようけれども、町としてあそこを歩いた人が、これ観光地なのと思わせるような整備状況というのは、よくないのではないかなと。そういうのをきれいにするというのも優しい観光地と私は思います。

もっと欲を言えば、あそこの南桜通りの工事が終わったあたりに竹やぶがありますが、あの竹やぶがなければどんなに川が見られていいかなと、そんなふうなことについて再質問、短目な答弁をお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

まず初めの観光振興計画の審議委員さん、有償か無償かというお話でございますけれども、この中には課長も含まれておりますので、そういう内部の者たちは当然無償でございます、ほかのそうした法に抵触しない方たちは有償になろうかと思えます。

それからまた、委託するののかというお話ですけれども、これは最後委託になろうかと思えます。ちょっと議員のお気持ちに沿わないかもしれませんが、そのようなことで計画を進めてまいりたいと思っております。

それから、就業率アップの話が出てまいりました。長瀬町の観光で最も目立つよいところというのは、高齢になっても働けるといふ。多分お土産屋さん等を見て歩くこともあろうかと思えますけれども、本来ですと70歳以上になりますと、なかなか勤められないようなところが多いわけでございますけれども、長瀬町はそうした人たちも活躍できる場所であるということ、これも非常によいことだと思っております。健康で長生きができるという、その一つの秘策かなと思っております。

そしてまた、観光人口がふえて、税金にそれがはね返ってきているわけでございます、その中で町税がどのくらいのパーセンテージですとか、お示しできるのではないかというお話でございますけれども、毎回申し上げておりますけれども、ここで区切りというところが大変難しいわけございまして、先ほどのお話の310万人で4,516円というお話ですけれども、これには、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、材料費ですとか、人件費ですとか、もろもろがかかっているわけございまして、その中の全てを引いての税金になるわけでございますので、なかなかこのところははっきりした数字がお示しできないというのが、大変申しわけないと思っておりますけれども、実情でございます。

そしてまた、車椅子でも行くことができるのがユニバーサルデザインということになるわけでございますけれども、これにつきましても、確かに現在のご指摘いただいたような状況でございます。何とかこれがクリアできるように、町としても努力をしていかなければならないなと思っております。

また、南桜通りのメタセコイアですとか、切り株ですとかのお話もございました。こちらにつきまして

は、また観光協会とも相談させていただいて、何とかきれいなまちづくりに努めてまいりたいと思います。

それから、竹やぶのお話が出てまいりましたけれども、これからまた観光につきまして、議員さんのほうからお話が出てきますよね、前回出てきたのですね。なかなか国指定の名勝、天然記念物ですとか、そういう中で制約があるわけでございますけれども、実は1997年に保存活用計画というのを策定をしたわけでございますけれども、この活用計画の見直しを今しているところでございます。こちらでございますと、なかなかもろもろのそうしたものをクリアするのが厳しいというような文言がございますけれども、これからはそうではなくて、やはりその時代に即応した計画を立て、観光地長瀬をよりよい方向に持っていかなければならないということで、ただいまこちらの策定を進めておるところでございます。

そうした中で、これからそうした竹林も、途中道路を整備するに当たって少し切ったのですが、川までは切れないというような制約があったようでございまして、私としてもあれは切ってほしかったのですが、そのようなお話をいただいております中で、これから保存活用計画をしっかりしたものをつくらせていただいて、甌穴もそうですけれども、この中に組み込ませていただき、そうしたところが何とか整備できるような方向に進めたいと思って、今そうした計画を策定中でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、前回も示しました自然公園法というようなことで、お話だけしておいたと思うのですが、各地で野焼きとか、そういうことはやっていると。よく考えたら、長瀬でも岩畳のフジの剪定をしています。それから、ライン下りのために河川の占有権というようなことでやっています。これは、申請を県知事に出しているわけですね。この申請件数は、年間何件ぐらいというふうなことで行っているのかと。

それから、そうだったらば、小滝付近の野焼きであるとか、除草であるとか、これは申請で同じようにできるのではないかと。そうでなければ、地球の窓と言われているあの長瀬の岩畳が大分雑草化していると。これは明らかなことです。台風が来て流していくことはなかなかできませんので、そんなふうなことをやればできるのだと。できるなら、やろうではないかと。まず、観光に携わる人でもいいと。船玉のごみ拾いみたいな形で呼びかけてもいいと。そうすると、町民は我々がきれいにしたところに、税収はわからなくても、人が来て喜んでくれると、そんなふうなことが観光の基本になるのではないかなと。

あと、ここでもう一点だけ。2015年12月リクルート社、それから2016年KDDI社に観光実態調査というのをやりました。多分やったはずですが。これについて、やったのはやったのだけれども、どういう結果なのかは我々に知らされない状態です。やはりこういう業者委託ではなくて、観光客に直接働きかけると。草津町の町長さんは、自分で自転車で観光シーズンにぐるぐる回って、観光客と対話をしていると。これテレビで報道されていまして。こんなふうなこと、また聞き取り調査も必要ではないですかということ。

それから、観光案内なのですが、今観光客の19.7%はスマートフォンによるSNS動画というふうなことですが、これは多分観光協会のほうでそんなものを流しているのかなと思いますが、この充実についてはどうかということ。

もう一点は、今後の観光を考えて、これから永久的に長瀬観光が続いていくかどうかかわからないと。町の経済状況も厳しくなると。法定外税導入、または観光協力金、もう時間がありませんから、たくさん日本でもやっているところがあります、現実として。そんなふうなものも、そろそろ検討していったらどうかと。

なお、もしそういうことを検討したとすれば、それについて上がったお金は、観光協会かもしれないけれども、長瀬商店街だけで利益を生むようなものではまずいだろうと。全部の観光業者に行き渡るような使い道、そんなふうなことができたかどうかということで、質問のほうを閉じさせていただきます。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

占有権につきましては、これは教育委員会でございますので、そちらで把握していると思いますので、そちらからお答えをしていただきたいと思いますけれども、わからなかったら、また後でお願いしたいと思います。

それから、リクルートとKDDIの観光調査の結果、これは産観のほうでお答えさせていただきます。

そして、観光協力金のお話が出てまいりました。これは、実は前々の議会でしたか、ちょっとお話をさせていただいたと思いますけれども、今長瀬町職員大変若くなっております。その若手職員が長瀬未来づくりプロジェクトというチームを立ち上げまして、長瀬の課題をいろいろと検証していただいております。その中で、観光協力金につきましては、それをいただいて、観光にはもうそちらのお金を使って、町からは拠出しないという方向で行ったらどうですかというご提案を実はいただいております。これについても、それが可能であるかどうかを、まだこれから皆さんとともに練り直していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員の再々質問の中にありました今まで行ってきた調査につきましてご報告させていただきたいと思っております。

ギャップ調査というのを平成28年に実施してございます。この調査につきましては、インターネットを活用しまして調査設定エリア内にアンケート形式で回答をいただくもので、長瀬の観光スポットの認知度と興味度のギャップを把握するための調査でございます。この調査を実施することにより、今後のプロモーション展開の方向性を明確化することができます。今回の調査では、これは28年度のことでございます。20歳以上での関東圏内1都4県の1,000名以上のユーザーからデータを収集しております。男女比率は同率でございます。

2つ目のご質問のGPS調査につきましては、平成27年に実施してございます。KDDI携帯端末を所有するユーザーの同意を得まして、取得した位置情報データを解析しまして、来訪者の流入経路や周遊実態を把握するための調査でございます。この調査を実施することにより、現状の把握ができ、ターゲットを絞った誘客施設や周遊促進など、具体的な観光プランの立案に役立てることができると思っております。このときの調査では、長瀬への来訪者4,828人からのデータを収集してございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

名勝、天然記念物の利用の申請件数ということですが、手持ち資料がございませんので、確認をいたしましてご報告したいと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、今の産業観光課長の答弁、そうではなくて、どのようにそういうやったことを町民等に知らせるか。この内容についてはわかっていることなので、そういう質問したことを町民が納得できるように知らせることが必要ではないのかという質問でしたので。

では、時間がありませんので、多分途中で切れるかと思いますが、教育振興について教育長にお尋ねします。

当町の教育の現状を公開することによって、学校、保護者と地域が認識を共有することができます。そこで、教育委員会として教育課題の解決のための取り組みについて、次の点について伺います。

1、教育の成果、ちょっと成果という言葉は難しいのですが、どのように公表しているか。

2、教育委員会では、社会教育の現状や各学校の特色と課題として把握していることを教育委員や学校現場と議論し、その結果をどのように学校教育などに反映しているか。

3、不登校、いじめの実態についての把握方法と、その後の対応策をどのように行っているのかお伺いします。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員の質問にお答えいたします。

初めに、教育の成果の公表についてでございますが、各学校では、学校だより、学年だよりなどを初めとした各種通信で、家庭、地域に各校の情報を発信しております。昨年度から、小学校の学校だよりは校区を越え、全行政区に配付し、回覧しております。

また、全国学力・学習状況調査につきましては、長瀬町小中学校の結果を町のホームページに掲載してまいりました。第一小学校につきましては、学力向上だよりにおいて児童の全家庭に向けて結果を公表しております。

そして、各学校ではホームページを活用し、教育の成果にとどまらず、日常の教育活動も積極的に発信しております。

続きまして、社会教育の現状や各学校の特色と課題として把握していることを教育委員や学校現場と議論し、その結果をどのように学校教育などに反映しているのかについてでございますが、教育委員会と各学校、幼稚園、保育園で課題や情報を共有し、共通認識で教育活動に当たっております。長瀬町立小中学校では、「長瀬の子は、当たり前の方が当たり前になります！」を合い言葉に、チーム学校として基礎的、基本的な学習内容の定着と生活習慣の改善に努めております。

また、小中学校教職員合同研修会により、3校で9年間を見通した指導により、児童生徒の一貫した指導も着実に成果としてあらわれていると考えております。

幼稚園・保育園・学校連絡協議会では、連携をとり合い、それぞれの教育に対して理解を深めるとともに、幼稚園、保育園から小学校へ滑らかに就学できるよう、これは小1プロブレムといいますが、また小学校から中学校へも中1ギャップのないよう、きめ細やかに指導、支援、見届けを行うとともに、学校、福祉、教育委員会の連携として、児童生徒の情報を共有し、専門家や関係機関とも連携しながら適切に対応しております。

最後に、不登校、いじめの実態についての把握方法と、その後の対応策についてでございますが、今年度、昨年度ともに重大な案件は発生しておりません。昨年度における月10日、年間30日以上長期欠席者は、小学校で1名、中学校で7名の計8名おりました。大半は、医療機関の受診がある病欠欠席者でございます。今年度5月末日までの月10日以上欠席者は、中学校の2名となっております。

また、昨年度のいじめ認知件数は、小学校17件、中学校34件の計51件となっております。これは、いじめ防止対策推進法の定義や文部科学省、県教育委員会からの指導に基づき、児童生徒がアンケートに精神的、肉体的苦痛を記載してきた事案に対しては、初期段階のもの、ごく短期的なもの、また対人関係のトラブルと判断に迷うケースも含め、全て計上した結果となっております。全件追跡調査を迅速に行った結果、ほぼ解消しております。

また、いじめと確認できないまでも、児童生徒間のトラブルで報告があった件数は問題行動として計上し、いじめと同様、全件追跡調査と解決までの指導を行っております。

対応策といたしましては、未然防止と早期対応が大切と考えております。道徳教育や人権教育、地域の特色を生かした豊かな体験活動など、豊かな心を育む教育活動の充実を通じ、いじめや人間関係に起因した不登校を防止したいと思っております。

また、把握方法といたしましては、各校において年間5回以上のいじめ、悩み事アンケートの実施や、校内に相談ポストを設置することにより、早期認知、早期対応に努めております。また、認知後の対応に当たりましては、担任1人が対応に当たるのではなく、校内の生徒指導組織を中心に、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、組織的に解決へ向け、迅速に対応しております。

いじめは、どの学校にも起こり得ることですのでございます。大切なことは、教職員を初め、家庭、地域がアンテナを高くし、一つも漏れなく全てのいじめを認知し、対応し、解決することだと考え、100%認知、100%解決に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 時間が来ましたので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、お昼前のご質問の中で一部回答漏れがございましたので、ここで補足の回答をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、観光振興計画の調査結果の周知方法ということでしたが、そちらの内容につきまして、現在町のホームページに掲載させていただいております。掲載場所につきましては、町ホームページ内の町政情報、その中の町の統計、続きまして観光運輸の中にあります観光マーケティング調査結果というところに掲載させていただきます。ごらんいただければと思います。

また、町民の方への周知方法につきましては、内容等がボリュームがございまして、一人一人ご家庭に周知するという事は、ちょっと今のところ考えておりません。よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 次に、2番、井上悟史君。

○2番（井上悟史君） 2番、井上悟史です。井戸地区公園のフェンスの設置について町長にお伺いいたします。

井戸地区公園が整備され、子供たちがサッカーや野球を楽しむ姿を目にするようになりました。県道長瀬玉淀自然公園線側には高いフェンス等がないため、道路にボールが飛び出してしまうのではないかと心配しています。子供たちも注意しながら遊んでいると思われませんが、ボールが道路側に飛び出したことにより、交通事故が発生することが想定されますので、道路側に高いフェンス等の安全対策を検討する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 井上議員の井戸地区公園のフェンスの設置についてのご質問にお答えいたします。

井戸地区公園につきましても、長瀬地区公園と同様に都市再生整備計画事業の国庫補助事業で整備された施設となっております。先ほど関口議員のご質問でもお答えいたしましたが、施設の整備後に新たな施設を増設する場合は、国と協議する必要があります。

以上のことから、現在新たにフェンスを設置することは考えておりませんが、張り紙等の掲示での対応により、公園の利用方法の注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○議長（野口健二君） 2番、井上悟史君。

○2番（井上悟史君） ボールが車の直前に飛び出すと、運転者は瞬間的に急ブレーキをかけたり、急ハンドルを切ったりして、重大な事故に発展するおそれがありますので、早急な対策が必要と思います。特に高いフェンスをするのが一番の対策であると考えますので、近い将来、折り合いがつきましたら、ぜひやれるよう、もう一度よろしくお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 井上議員の再質問にお答えさせていただきます。

国庫補助事業、原則は、10年間は新たな施設の設置は財産処分当たり、不可能であるということになっており、補助金の返還が生じてしまいます。しかしながら、国との協議によって、全く不可能ではないという状況も出てまいります。今回の井戸地区公園につきましても、県道が走っておるわけでございまして、その中で、近年は本当に交通量も多くなっております。事故が起きてからでは遅いと思っておりますので、その前に何とか手だては打たせていただければと思っております。とりあえずは、張り紙等で、ボールで遊ばないというわけにもいかないと思いますが、ボールが飛び出すような危険な遊びはしないようにというような形になろうかと思っております。しかしながら、そのような形で事故が起きないように措置を講じたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

---

○議長（野口健二君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

○3番（野原隆男君） 3番、野原、質問させていただきます。

長瀬地区公園はつらつパークの利用向上について、町長さんにお伺いいたします。

長瀬地区公園、愛称「はつらつパーク」が4月1日に開園いたしました。はつらつパークの利用者は、幼児や子供たちが中心のようですが、これとって日陰で休むところはありません。また、飲水できる場

所が1カ所しかなく、利用に関する注意書き等は、掲示が見づらいように感じました。

ここに掲げたことはほんの一例ですが、せっかくの町民のためにつくった施設ですので、利用しやすいよう改善すべきと考えますが、検討する考えがあるかお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の長瀬地区公園はつらつパークの利用向上についてのご質問にお答えいたします。

初めに、日陰で休むところがないとのご質問でございますが、関口議員のご質問でもお答えいたしましたように、施設内に新たな施設を整備するためには国との協議が必要であり、すぐに休憩施設を増設することは難しい状況となっております。そのため、当面仮設でテント等を設置し、対応していきたいと考えております。

次に、水飲み台の場所が1カ所だけとのご質問でございますが、現在のところ利用者からの要望等も出てございませんし、この公園の規模といたしましても1カ所で十分であると考えております。

また、注意書き等の掲示につきましては、利用者からのご意見などから設置しているものでございまして、今後も利用者からのご意見やご要望をお聞きしながら、安全でより使いやすく、町民から喜ばれる公園になるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいま町長さんの答弁に際しまして、確認と再質問させていただきますが、先ほど関口議員からも長瀬地区公園、井上議員からも井戸地区公園の質問がありましたので、私は長瀬地区公園はつらつパークに特化した質問をいたします。

長瀬地区公園はつらつパークは、町民等の利用者に触れ合いとくつろぎの場を提供することを目的に設置され、災害時に一時避難場所の機能も有する施設となっておりますと「広報ながとろ」に記載されております。

そこで1つ質問ですが、再度日陰の問題を質問しますが、現在休憩所の屋根の日陰は畳約2畳分程度でありまして、腰かけると場所の日陰時間は短時間です。ほかには、大型複合遊具の下に日陰の部分はありません。子供たちを見守る大人たちの日陰はわずかしきありません。災害時の一時避難場所としての役割のためにも、日射や風雨を防げる施設も必要と考えます。また、補助金の関係から、国との協議が必要なことは十分理解していますが、猛暑を迎える季節が近づくことから、スピードを持つことが必要と思えます。

2つ目の質問ですが、駐車場からはつらつパーク内への入り口は、3本のステンレス棒の車どめがあり、施錠がしてあります。また、パイプ等の通称ウマが1台置かれています。つまりはつらつパークの園内入り口は、非常に狭い状態となっております。親子が手をつないで入ることや、ベビーカーなどがスムーズに入るには不便な状態となっております。来園者は、公園看板の脇や桜の植栽をされている間を通行してまいりました。そこで、利用者の立場に立って、はつらつパークの園内の入り口をより明確にすることが必要と考えます。また、通行スペースの確保も再考が必要と思えます。

3つ目の質問ですが、はつらつパークの駐車場には、「公園利用以外の駐車はご遠慮ください。長瀬町」と記載されている看板が5枚程度あります。どの看板も掲示板が低いことから、看板前に車を駐車した場合には、公園の利用の際の駐車の手続きの看板が隠れてしまいます。駐車の手続きの掲示場所を車に隠れない場所や高い位置へ掲示する必要があると思えます。

4つ目の質問は、はつらつパークの看板には、利用者向けと利用上の注意が記載されております。その一文に、駐車場、駐輪場以外の乗り入れ、駐車はやめましょうと記載されていますが、駐輪器具は、多目的広場に1台設置されているのみです。駐輪器具は、自転車七、八台の駐輪が可能です。注意事項では、駐輪場以外への乗り入れ、駐車はやめましょうとなっています。駐輪場への自転車の乗り入れコースはどこでしょうか。それと駐輪場はどこなのでしょう。駐輪場の表示がありません。利用者の立場に立ったもっとわかりやすい注意事項の検討や、現場に合わせた記載等も必要と考えます。

5つ目は、はつらつパークに砂場施設がありません。小さな子供は、砂場遊びが大好きです。また、ブランコやシーソー、鉄棒とか、遊具や芝スペースも確保して、何かもう一つぐらい遊具が欲しいと利用者は言っていました。

以上、お伺いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、野原議員、仮設休憩所を見ていただいたでしょうか。

〔「見ていなかったです」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 見ていないですか。先ほど関口議員からは不評でございましたけれども、あちらが約12畳ございます。ですので、結構広くなっておりますので、一度行って見ていただけたらありがたいと思います。

それから、入り口でございますけれども、駐車場からはつらつパーク内の入り口は、車両の進入を防止するため車どめを設置し、バリケードを置いております。公園内の安全面を考え、現在のところ車どめやバリケードを撤去する予定はございませんが、バリケードの置く場所を調整し、張り紙等を掲示するなどの対応により、公園利用の向上に向けてまいります。

ベビーカーは、多分今の状態で入れると思うのです。この間も軽トラが間から入れましたので、ベビーカーは、双子ちゃん、三つ子ちゃんにはちょっと無理かなと思うのですけれども、軽が入れますので、多分大丈夫なのではないかなと思います。

それから、はつらつパークの駐輪場でございますけれども、駐輪場はどこなのでしょうかとのご質問ですが、トイレの南側の花壇脇が駐輪場となっております。駐輪場までの乗り入れコースにつきましては、ウォーキングコースの外側のアスファルト舗装をされた通路を自転車をおりて押して駐輪場まで移動することを考えております。線路際のほうからは入れると思うのですが。また、駐輪場の表示につきましては、駐車場内にある案内看板の配置図に表示しておるのみでございますので、駐輪場までの移動経路の表示も含めて、再度検討してまいります。

それから、砂場の件でございますけれども、砂場はあえて設置いたしませんでした。これにつきましては、猫や犬などの動物のふんによる汚れが考えられ、衛生面を考えまして設置しなかったわけでございます。昔は砂場がつきものでございましたけれども、近年はやはり衛生面ということを考えて、砂場は余りよろしくないということで、設置しない公園が多いようでございます。

それから、ブランコ等、これからも遊具につきましては町としても考えてまいりたいと思っております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、国との協議が必要になってくるわけございまして、その中で整備をさせていただきたいと思っております。

それから、芝生でございますけれども、グラウンドとして整備した部分には、芝生を設置すればよかつ

たなという思いがあるのですけれども、最初の計画にございませんでしたので、こちらにつきましても国庫補助金の返還対象となってしまいますので、今のところ新たに整備することは考えておりません。

それだけでしょうか。何か漏れておりましたらば、またよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） はつらつパークを災害時の一時避難場所と指定されていることから、避難所の観点を含めて質問いたします。

1つ目の質問ですが、はつらつパークの駐車場から多目的広場に向かって道路幅で舗装されている部分がありますが、施設目的をお伺いいたします。また、公衆トイレの出口付近の緊急時の車両通行時の安全対策も必要と考えますので、あわせてお伺いいたします。

2つ目は、さっき申しましたが、水道は1カ所で3つの蛇口が設置されています。万一一時避難場所として利用する場合には、季節関係ありません。そこで、現状の水道の設備が厳冬期対策がされており、冬季も水道水が普通に利用できるのかお伺いいたします。

3つ目は、公園内の公衆トイレの身障者用トイレには緊急連絡ボタンが設置されており、トイレの外壁に緊急サイン灯が設置されています。緊急時の連絡ボタンは、行政施設や警察施設への連絡がとれる施設になっておるのか、設置されているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の多目的広場のご質問でございます。当初の計画では、あちらの多目的広場は、コンビニエンスストアの駐車場から直接車が入れるような予定でございました。前の経営者と協議した結果、そちらからどうぞ入ってもよろしいですよということで設計をされたわけでございます。しかしながら、そのコンビニエンスストアが撤退されてしまい、今回入ってまいりましたコンビニエンスストアの本社の通達で危険との判断をなされてしまい、直接車を入れることが困難になってしまいました。そこで、町といたしましても利用計画を変更し、多目的広場として利用するということといたしました。

今後の利用方法といたしましては、子供たちがいろいろな遊びができる、例えばけんけんぱをやるとか、まりつきをやるとか、縄跳びをやるとか、そのような広場として、安全に遊べる場所として利用していただければと考えておるところでございます。

それから、次の水道の1カ所で3つの蛇口というお話でございましたけれども、冬季は凍結が考えられるため、水飲み場の水道は元栓を閉めさせていただく予定になっております。有事のときは、職員が開栓して使用するという予定となっております。

続きまして、3番目のトイレのご質問でございますけれども、緊急連絡ボタンを押しても行政や警察などに連絡が行くという設備にはなっておりません。ボタンを押した場合に、外部に異常を知らせる点灯、例えばくるくる、くるくる回るというのですか、そういうような形になっております。これにつきましては、どこの公園も、長瀬町のみならずそういったような形をとっておるようでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

○9番（新井利朗君） 質問いたします。1、小中学校の同一地統合と小中一貫教育の推進について、町長にお伺いいたします。

町内の小学校2校は、規模は異なりますが、その特性、特徴を生かして、子供たちや地域になくてはならない存在であります。一方、当町は人口の減少とともに少子化が進み、児童生徒の数は年々減少の一途をたどっている状況です。この状況により、多くの児童生徒との交流やクラスがえができない、切磋琢磨する教育活動が乏しくなる等で、児童生徒に適切な環境で勉強させることができなくなることや、効率的な学校運営ができなくなるなどの問題が発生することが想定されます。

「光陰矢のごとし」と申します。時の変化は急であります。そろそろ当町においても、小中学校の同一地統合と小中一貫教育の推進を視野に検討する時期に来ていると思われませんが、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町内の各小中学校は、それぞれの特性、特徴を生かし、魅力ある学校、特色ある学校等を目指し、日々の教育活動を行っております。そして、地域の中において重要な拠点ともなっております。

令和元年5月1日現在の小学校の児童数は、長瀬第一小学校が222名、長瀬第二小学校が63名、長瀬中学校の生徒数は165名であり、年々減少傾向にある児童生徒数を考えると、今後の学校のあり方については、町で取り組む大きな課題の一つであると認識をしております。また、長瀬町の出生数を見ても、今後大幅な児童数の増加を見込むことは難しく、学校の将来を危惧している保護者や地域の方もいらっしゃると思います。

小中学校の統合につきましては、減少傾向にある児童生徒数の状況を考えますと、このまま小学校2校を存続させていくのか、統廃合を行い1校にするのか、または小中一貫校を設立するのか、大きくはこの3つについて検討していく必要があると考えております。そして、検討する際にはそれぞれの現状と課題を洗い出し、整備や改修に係る費用、施設や跡地の利活用等、さまざまな観点から総合的に判断することが重要でございます。

しかしながら、一番は子供たちの将来と地域住民のためということ忘れてはなりません。さきにも述べましたが、地域コミュニティの中心には学校がございます。学校は地域のものであるということが地域住民に根づいており、現在の小中学校は地域住民との連携が非常に強く、学校、家庭、地域が一体となり、教育活動を推進していることからよくわかると思います。これまで築き上げてきた保護者や地域住民と学校との協力、信頼関係を保つことも非常に重要なことでございます。

小中学校の統合につきましては、さまざまな視点から検討を行った上で、保護者、地域住民、町等の合意に基づくものでなければならないと考えております。保護者や地域の皆様からの意見に耳を傾け、最終的には子供たちのための教育環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ただいま回答いただきましたことを踏まえての質問なのですが、私が質問したことは、将来的に統一か統合かというか、そういうことを聞いたわけです。それに対して、今非常に現状をしっかり踏まえて、今の回答を聞いていますと小学校の存在、統合はちょっと先になるなというのを感じ

ました。

私とすると、実際のところ、統合は本当に極力限界の状態がよろしいのだなというのは思っていたところなのですが、今の回答からすれば、私の質問とは裏腹に、逆に町がこれからしっかりと小学校2校を維持していってくれそうな感じがしたので、うれしいと同時に、将来、10年先ごろのことはしっかりと今から検討しておいていただきたいという思いであります。

変な質問といたしますか、発言になりましたけれども、町長の回答を今聞いていまして、学校がコミュニティとして地域になくってはならない存在であるというのは本当に大事なことであり、あれがなくなってしまうたら、この長瀬町の中においても住民の集まる場所が少なくなるということも非常に思われます。そういうことからして、しばらくは本当にこのまんましっかりと継続して欲しいと同時に、やっぱり10年ぐらいすぐ来てしまいますので、その辺のことを踏まえて検討を始めていただけたらということでの質問をいたしました。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。何かまだ回答いただけますか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員から、大変前向きなお話をいただきまして、ありがとうございます。ただ、私としてももはや悠長に構えていられる場合ではないと、この問題については思っております。早速始めても3年や5年、10年はすぐたってしまうので、早速にできるところから行動を起こしていきたいなと思っております。

これからは、地域の皆様のご意見をお聞きしたり、保護者や地域の方たちに対してアンケート調査や聞き取り調査等を行い、学校のあり方について意見を募るとともに、行政側といたしましても先進校の視察を試みたりということで、いろいろ行動を起こしていく中で、また現在長瀬町で策定中でございます長瀬町公共施設長寿命化計画などもございますので、いろいろな視点から、それらの兼ね合いなども考えながら、どうするかをこれからしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今統合のほうに関しましてはよろしいのですけれども、先日ちょっといただいた資料の中で、教育委員会のほうで事務に関する点検評価報告書というのをいただきました。それを見ますと、非常にいろいろな点で取り組んでいただいて、いいぐあいにいろんなことが、学校教育が進んでいるなどというふうなことを見させていただいたのですけれども、このことにつきましてこのところ教育長には大変お骨折りいただいて、ご尽力いただいていることなので、学校の今の状態と、一貫教育につきましてお答えいただけたらありがたいのですけれども、どうでしょうか。急で申しわけないのですけれども。今やっていることで解説していただけたらありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 新井議員の再々質問にお答えをいたします。

現在長瀬町の小中学校では、一貫教育の推進ということで、小学校と中学校の義務教育期間の9年間で行われる一貫した系統的、継続的な教育に力を入れております。当町におきましては、長瀬第一、長瀬第二小学校、そして長瀬中学校の3校において「長瀬の子は、当たり前が当たり前になります！」を合言葉に、チーム長瀬として、特に基礎的、基本的な学習内容の定着や生活習慣の改善に努めております。これについては、ご家庭でのご協力も多大であると思っております。感謝を申し上げたいと思います。

また、当町では小中学校教職員合同研修会により、9年間を見通した児童生徒の一貫した指導を展開しているほか、学力向上、体力向上、生徒指導、就学支援など、細部につきましても小中教職員合同で研修会等を行っており、積極的に情報の共有を図っております。今年度も8月5日に小中合同の研修会を行います。小学校については道徳教育、中学校についてはキャリア教育について研修をする予定でございます。

具体的な取り組みですけれども、そのほかには中学校のテスト前に合わせ、小学校でもノーテレビ、ノーゲームの日を設定し、町全体で家庭学習の充実を目指していたり、中学校で取り組んでいるノーチャイムに対応できるよう、小学校から段階的に自分で時間を考える取り組みを行っております。

これらはほんの一端ですが、当町は小学校と中学校の連携が密となっております。校長さん方も、子供たちの情報を共有するのに毎月行われております校長会議、教頭会議等では、子供たちの情報交換をしており、本当に中学の校長さんは小学校の子供たちを、小学校の校長さんは中学の子供たちの様子を共有しております。今後も現在の関係を保ちながら、さらなる成果を上げることができるよう一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

---

○議長（野口健二君） 大変私語が多いので、私語を慎むようお願いいたします。

〔「聞こえない」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 私語を慎んでいただきたいと思ひます。

次に、1番、板谷定美君の質問を許します。

○1番（板谷定美君） 1番、板谷、質問させてもらいます。

中学校グラウンドの夜間照明について教育次長にお伺ひいたします。

中学校の夜間照明の点灯により、照明灯にたくさんの虫が集ってきますが、消灯により集まった虫が近隣に飛散し、周辺の住民はその被害を受けております。中学校の校庭を利用してスポーツを行うことはいいことであると思われそうですが、地域住民にとっては迷惑をこうむっていることも事実でありますので、何らかの対応を検討できないかお伺ひいたします。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

中学校の夜間照明は、地域住民が生涯にわたりスポーツ、レクリエーションを活動する場として昭和52年度に整備され、スポーツ少年団を初めサッカーやテニスなど、さまざまな団体が利用しております。昨年度の利用実績は、グラウンド134日、2,628人、テニスコート98日、908人が利用しており、稼働率はそれぞれ36.7%、26.8%となっており、町民の活動の場として欠かすことのできない施設となっております。

夏場の稼働率は、通常と比較しますと1割程度低くなっております。しかしながら、夏場は蒸し暑く、多くの虫が夜間照明に集まり、消灯後は地域住民のお宅に虫が飛散する状況が見られます。対応策といたしまして、平成30年度グラウンドとテニスコートの間にある夜間照明灯に電撃殺虫器を1基設置したところです。この電撃殺虫器は、紫外線を多く含む光で虫を引き寄せ、電圧によりショックを与えて駆除するものでございます。

しかしながら、今回板谷議員からのご質問にもございますように、グラウンドの近隣にお住まいの地域住民の方にとりましては、夜間照明の消灯後に虫が飛散するため、ご迷惑をかけている状況となっております。

ます。虫が多くなるこれからの時期、電撃殺虫器を有効に活用するとともに、夜間照明消灯後の虫対応につきましても、引き続き検討してまいります。さらに、夜間照明利用者に対しては、夜間照明を一斉に消灯するのではなく、電撃殺虫器が設置されている照明灯を最後に消灯するなど、電撃殺虫器に虫に誘導しやすい工夫を検討するとともに、引き続き状況を把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） 前向きな検討ありがとうございます。しかしながら、この件の事前打ち合わせを行ったのが大体6月3日、それからグラウンドが使用されたのは大体5日間ぐらい、夜間照明がついたのは5日間ぐらいです。私もいろんな提案してまいりました。確かに電気料もかかるとは思いますけれども、やっぱり最終的に電気がついていれば、周りの住民のほうには虫は行かないというような結果が見えております。ましてきのうあたりも虫が来ないからおかしいなと思ってよく見てみたら、学校に10時ぐらいまで電気がついておりました。そのせいかなというふうに感じております。

そういう面も踏まえて、私が3日に打ち合わせに行ったときに、その後何の指示もしていない、何の対策もしていないということにちょっと不満がありますけれども、その辺あたりはどういう打ち合わせになっているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 板谷議員の再質問にお答えいたします。

板谷議員が来られた後に、こちらとしてもいろいろ検討しまして、電撃殺虫器をまず有効に活用できればということで、夜間照明灯の利用があった際に、電撃殺虫器を朝までつけておくというようなことを何度かしてみました。今試行段階であります。

それから、夜間照明灯、これを朝までつけておく方法なども検討したのですが、防犯面や近隣住宅への影響なども考えまして、やはり今のところは照明灯の利用があった際に電撃殺虫器を明け方まで点灯しておく、または明るくなる時間まで、今後タイマーなどを設置して点灯しておくというようなことを検討しております。そこで虫の飛散が防げるかどうか、まずそれをしてみまして、それからまた別のことも検討していけたらと考えております。

照明灯ですと、コストのほうも電撃殺虫器と比べまして大分かかるということですので、なるべくコストのかからないような形で何か対策をできたらと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） 言葉を返すようではありますが、電撃殺虫器がついているのは1灯ですよ。周りの照明灯は何灯ついているか、10灯くらいついています。それが一遍に消えてしまったら、電撃殺虫器のほうに虫が行くわけじゃないではないですか。それはやっぱり違うと思います。周りの住民のほうに行ってしまうのが当たり前だと思います。その辺あたりは、よく見てみたほうが良いと思います。現地をよく調査してみてください。そうすることによって、どうすればいいかが必然と見えてくるとは思います。この質問は以上で終わります。

次の質問に移らせてもらいます。夜間の選挙放送の再開について総務課長にお伺いします。

長瀬町全域に選挙情報を放送しているのは、このところ投票終了後における投票結果のみです。開票結果を放送しなくなったのは、選挙により開票が夜間遅くなることもあり、住民に配慮した対応であるとは

思われますが、選挙に関心を持っている住民に周知する必要があると思います。開票結果は、長瀬町役場の玄関前に提示されたものと、インターネットにより確認することはできますが、一部の人に限定されていますので、町内全域に周知するための放送を再開することはできないのかお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 板谷議員の夜間の選挙放送の再開についてのご質問にお答えいたします。

選挙の開票結果の放送につきましては、ここ数年、夜間にうるさくて眠れないなどの苦情が寄せられていたため、平成28年の参議院選挙から開票結果の放送を行うのをやめていたところでございます。今回の町議会議員選挙におきましても、同様の理由から、開票日当日の開票結果の報告は町のホームページ、町のフェイスブック、役場前での掲示による周知のみとさせていただきます。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、今回は身近な選挙であったことから、結果に関心を持っている町民も多く、町にも放送してほしいとお問い合わせが多くございました。今後は、国政選挙などは開票結果が出るのが遅くなることもありますので、現状どおり放送はいたしません、町長選挙及び町議会議員選挙につきましては比較的早い時間に開票結果が出ていますので、防災無線による放送を再開したいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○1番（板谷定美君） 質問を終わります。

---

○議長（野口健二君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

○8番（大島瑠美子君） 8番、大島瑠美子です。熱中症対策について、健康福祉課長にお伺いします。

5月に入り、気温の上昇がとどまるどころを知らない様相となっています。先日も北海道で39.5度を記録したと報道されました。多くの方々は水分を取ったり、冷房をかけるなどの体調管理をしていると思われませんが、高齢者は暑いと感じなかったり、冷房を入れる習慣がないなどにより、熱中症にかかる可能性が高いと思われれます。そこで、町では高齢者世帯や単身高齢者など、熱中症になりやすい方に対する注意喚起や支援をどのように行っているのか伺います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

高齢者世帯や単身高齢者など、熱中症になりやすい方に対する注意喚起や支援をどのように行っているかでございますが、町の状況として、町内の世帯のうち高齢者を含む世帯は約60%で、そのうち約半分が高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯となっております。また、埼玉県内では今年の4月から9月までに熱中症による救急搬送が6,129人あり、うち高齢者、65歳以上が2,891人で、47.2%と約半数を占めている状況となっております。

このような状況から、健康福祉課では熱中症対策について、これまでも高齢者を重点的に取り組んでいるところでございます。具体的には、元気モリモリ体操、元気モリモリ大会、胃がん、大腸がんなどの各種検診、足腰らくらく教室などの事業におきまして、リーフレットを用いるなど、熱中症予防対策を呼びかけているほか、高齢者宅を訪問した際など、さまざまな機会を通じて呼びかけを実施しております。

なお、町全体への注意喚起としては、「広報ながとろ」や地域包括支援センターだよりへの記事の掲載、

防災行政無線による放送、窓口でのリーフレット配布を実施しております。その他、昨年度からは、県の熱中症対策事業であるまちのクールオアシス推進事業の外出時の一時休憩場所として、役場、中央公民館、多世代ふれ愛ベース長瀬の3カ所を協力施設としたところでございます。

最後に、熱中症による救急搬送の長瀬町管内の状況でございますが、平成30年は16人で、うち65歳以上の高齢者は4人となっております。

なお、ことしに入ってから搬送はされておりませんが、引き続き熱中症予防対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ありがとうございます。この6月議会になると、いつでも熱中症のことで質問して、まことに申しわけないことも考えているのですけれども、人間が死んでしまっただけでは困りますので、そういうことを言っているわけでございます。

今聞きまして、16人と、65歳のうちが4人ということなのですけれども、老人の方というのは、普通に楽しく暮らせればいいのだなということをよく聞きます。そうですので、今パンフレットとか何かと、いろんなことをお聞きしましたのですけれども、こういうパンフレットを配ったらどうでしょう。熱中症とかいろんなことにつきまして、遠慮は必要ありません。どうぞ電話をおかけくださいというのを、そういうパンフレットなりなんなりを電話のすぐそばとか、こたつではなくて、居間に張っておいてもらうという、遠慮は必要ありませんと。すごく高齢者の方というのは遠慮深いのです。慎重深く育ててきて、今現在来ているわけですので、ぜひ遠慮は必要ありませんというほうがインパクトがあっていいかと思っておりますので、そのことについて質問します。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員の再質問にお答えいたします。

県で作成しているもの、町で配布しているものでございますが、その中の熱中症予防の5つのポイントの一つに、おかしいと思ったら病院へという言葉があります。ですから、おかしいと思ったら、遠慮は必要なくということで病院に行ってもらえばいいのですが、ただ遠慮深い方もいらっしゃいます。その場合などでは、周りの人が症状を伺って、どのような場合だったら救急車に運んでいただくかというようなことも含めて周知していったらいいのかなと思います。

また、病院に行くのを迷いましたらば、昨年度から埼玉県では救急電話相談、#7119ということをやっております。これは、24時間、365日、病院に行くのか迷ったら電話するとアドバイスをしてくれるというものでございまして、埼玉県内でも昨年度は20万件利用があったそうでございます。この辺のところも含めまして、遠慮は必要ないというか、病院のほうにやっていただくというような形のもの、それから今言った救急電話相談なども含めて周知をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） よくわかりました。ぜひそのように、みんなが元気に、健やかにこの夏が過ぎ去ることを願っています。

次に、2番に参ります。総務課長にお聞きします。

詐欺の抑止対策について、町では連日のように防災無線等で詐欺の抑止対策に対する放送を呼びかけて

いますが、それでも高齢者を中心にだまされる詐欺被害の方が減ることはないようです。詐欺行為は卑劣な手段で、絶対許されることではありません。

そこで、町では詐欺被害に対する抑止策をどのように実施しているか、また町内で詐欺被害に遭われた方の人数と被害額を伺います。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 大島議員の詐欺の抑止対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、対策でございしますが、町では秩父警察署から特殊詐欺被害の連絡があった場合、いち早く町民に情報が伝わるよう、防災無線での呼びかけと安心・安全メールの配信を行っています。また、広報紙への掲載や健康福祉課の高齢者対象の事業でチラシを配布したり、警察の方に講演を行っていただいたりしています。そのほか、警察と合同で振り込め詐欺撲滅キャンペーンを実施し、注意喚起を行っています。今後も町民の方が被害に遭わないための啓発活動を継続してまいります。

次に、町内での被害状況につきまして、過去3年間に発生した特殊詐欺の被害の件数と被害額でございしますが、平成28年は還付金詐欺の被害が1件で、被害額は118万1,213円、平成29年度はゼロ件でした。平成30年は、架空請求詐欺の被害が1件で、被害額は35万円となっております。なお、ことしに入りまして、きのうまではゼロ件でございします。

参考までに、秩父警察署管内の被害状況ですが、おれおれ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺などで、平成28年が10件で2,500万円、平成29年が7件で1,300万円、平成30年が8件で2,000万円、ことしに入りまして、きのうまでで3件で60万円となっております。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ありがとうございます。防災無線とか何かでということで、待っている人のところには電話はかかってこないのです。うちなんかは、私は待っているのです。来てくれればいいなと思って。それで、適当におちゃらかして構ってやろうかと思っているのですけれども、貧乏人のところには来ないのだからしょうがないやなと思って我慢していますけれども、でも年々、28、29年、30年と、金額が少なくなっているのので、皆さん、住んでいる方も詐欺にならないようにという心構えがだんだん、だんだん出てきているのかなというので、今の数字を聞きまして想定しています。

これから、そういうのにはひっかからないで、さっきも言ったように普通に楽しく暮らせればといいと、金を持っていかれてしまわないようにというのが一番いいと思いますので、あくまでも毎回毎回でないですけれども、詐欺被害には遭わないようにということのPRだけはしておいてほしいと思います。

次に、今度は3番に、防犯灯の設置について町長に伺います。

商工会で設置した街路灯が撤去され、夜に歩いてみると、暗闇など防犯的な面から危険と感じる場所がふえています。老朽化が進んだために、商工会で街路灯を撤去することはやむを得なかったことであると思われしますが、町民の安全を図るためにも、至急町で防犯灯を設置する必要があると思われしますが、その考えを伺います。金がなくてもやってほしいなと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の防犯灯の設置についてのご質問にお答えいたします。

今回の街路灯撤去で暗くなってしまったということは、私も感じているところでございます。商工会からの報告では、151基あった街路灯のうち128基を撤去したとのことですが、撤去されました箇所にて防

犯灯を設置することは、予算にも限りがございます。また、現在18行政区から防犯灯の設置要望がございます。まずは、撤去された箇所と行政区から要望のあった箇所の現地確認をし、優先順位づけを行っておるところでございます。

なお、本年3月に株式会社秩父イワサキ様からご寄附をいただきました防犯灯につきましては、今議会の補正予算で設置費用及び電気料を計上させていただいておりますので、お認めいただけましたならば、優先度の高いところから速やかに設置を行ってまいります。

今後の予定といたしましては、財源確保の問題もありますので、防犯灯整備に利用できる一般コミュニティ助成金、要するに宝くじや、ほかの補助金等も検討し、行政区とも協議しながら、新設や移設などを含めまして整備計画を策定し、進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町民の生命、身体及び財産に危害を及ぼす犯罪の防止並びに夜間における歩行者の安全を確保し、犯罪のない明るく住みやすいまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） やっぱり151基のうち128基が撤去されましたということは、本当に暗いというのが夜歩いてみるとよくわかります。昼間は明るいからいいのですけれども、夜が一番怖いかなと思います。

それで、ここに書いてありますけれども、至急町で防犯灯を設置する必要ということなのですけれども、それ以外に、商工会の悪口になるのですけれども、商工会はもう少し対応策がなかったのかなと、そういうふうに思います。ここに来て、もう全部がだめだから取ってしまうのではなくて、本当は補強をすれば、どうかこれは少しぐらいは延命でもってくれるのかなとも思いましたけれども、商工会の会員さんに聞きますと、これをしなければ今度幾らになってしまうよと、これを取ってしまわなければ幾らになってしまうよとか、うちは頼んだのだよという方もいますので、今度はまたこの防犯灯だけではなくて、街路灯なりなんなり、高いですから、もっとかわいい街路灯でもいいのですけれども、商工会との話し合いとかということで、あと観光協会もお金をもうけたりということではなくて、町の観光客が優先よりも、町の住んでいる方が優先ですので、そちらのほうとも掛け合いとか何かをするのが一番ベターだと思いますので、そのことについて町長に再度お伺いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりであると私も思っております。その中で、どこに設置するかということになるわけでございますけれども、まず初めは電柱につけられるようなところがあれば、それが一番の基準になるかなと思っております。そしてまた、当然暗いところということになっていくわけでございますけれども、いずれにいたしましてもとりあえずは岩崎電気さんからいただいたものを、今回予算をお認めいただきましたならば、早急に進めてまいりたいと思っております。

それからまた、この防犯灯につきましては、8年ぐらい前ですか、LEDに交換するというところで、急遽いろんなところにつけたという経緯がございます。その中で、すごく相近につけてあるところもあるのです。多分ご承知かと思っておりますけれども。そうしたところは、まことに申しわけないのですけれども、規定どおりの距離でということ、よその暗いところに持っていかとか、そのようなこともこれからさせていただこうと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔「もう一つ、商工会とか観光協会」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ごめんなさい。商工会と観光協会、そうなのです。言われるとおりのことで

ございまして、そちらとも相談をしながらということでもうまいまやっておりますので、そのようなことでご理解賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次がすごく関心があることなのです。町民の方もすごく関心があると思いますので、質問します。バス運行について町長に伺います。

このところ高齢者の自動車運転事故が新聞報道で多いように感じますが、高齢者に自動車の運転を自粛するよう呼びかけても、自動車が生活の一部であるので、なかなか車を手放せない現実があるのではないかと思います。町では、新たな交通手段として、コミュニティバス実証実験を実施するようですが、進捗状況と路線の設定、利用料金がどの程度になるのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のバス運行についてのご質問にお答えさせていただきます。

今年度コミュニティバス運行の実証実験を行う予定であり、現在走行ルートや料金設定などの実施方法を検討しておるところでございます。現時点の案では、路線バス型とデマンド型を時期をずらしてそれぞれ1カ月間運行し、路線バス型のルートにつきましては、町を南北に分けた2系統のルートを巡回することとしております。また、利用料金につきましては、路線バス型とデマンド型のいずれも原則徴収することを考えております。

実施方法の案につきましては、一昨年及び昨年に実施したアンケート調査やワークショップの意見も踏まえて作成いたしました。現在この案をもとに国土交通省関東運輸局、警察署等の関係機関と調整をしており、7月に開催予定の地域公共交通会議に諮った上で、実施方法を決定することとしております。決まり次第、町民の皆様にはチラシを毎戸に配布する等により周知をさせていただくとともに、説明会なども開催し、スムーズに実証実験が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、先ほど申し上げた実証実験の実施方法につきましては、現段階の案であり、今後関係機関等との調整により変更となる可能性がございますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） コミュニティバス実証実験、すごく期待して早くにやってほしいなと。そうしますと、今度は76歳になった、77歳になった、そろそろ免許証でも返しても言うのですけれども、それに伴いまして、額がまだ未定だというのですけれども、大体おおよそ額は1回につき100円とか、その辺でないと無理かと思うのです。そういうことですので、額は大体幾らを予定、予定でいいですので、100円か200円あたりでとめたいなと思って。そうでなかったら、500円とかなんとかということになってくると、商工会とかシルバーさんに頼んで乗せていってくれたり、それからあとはフジマートに行くから待っていてくれということできますので、額はこの実証実験の金額で1,400万円もう予定組んでありますので、当初はこれ一応無料で1回やってみるか。そうすれば、無料だったら皆さんがうんと利用してくれる、100円だったらうんとしてくれる、200円になって幾らになったから、だめだからまた無料に返すかというような案もいろいろあると思うのですけれども、そんなふうなことなので、今町長の腹の中でどんなふう考えているか、それを。違うほうはもう無理ですので、額をどれぐらいにするかといえば、皆さんにバスが出るというけれども、ゼロでいいのだとか、町長の裁量で100円でいいとか、そういうふうに町長の株も上がるかとも思いますので、町長のそのところを知らせてほしいと思います。金額でいいです、金額だけで。どのようにするかということで。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

利用料金のごとでございますけれども、コミュニティバスが本格導入される場合には、利用者から料金を徴収しなければ維持ができないと考えております。実証実験では、可能な限り本格導入時を想定した実施方法で行い、利用者の動向を把握することを目的としておりますので、今回も利用料金を原則徴収する考えでございます。

その利用料金でございますけれども、アンケート調査やワークショップの意見を踏まえた上で、また他町村で走行しているコミュニティバスの利用料金等も参考にしながら、適切な水準に設置したいと考えております。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 町長も政治家だから、金額言わなかったね、今。要するに、幾らかということが一番で、皆さんが一番関心があるというのはやっぱりお金なのです。いろいろとお聞きする、お聞きするというのも、何人を抽出してやりましたと言うけれども、識者にとっては500円なり1,000円になっても、お金の余裕がある方は幾らでもいいよと言うけれども、本当に年金だとか、国民年金だとかという方は、安ければ安いほど本当にいいのだよね。そこで偉い町長だねと言われるためには、100円ぐらいでどうかと思うのですけれども、再度またお聞きします。済みません。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 先ほども申し上げましたとおりでございます。これからいろいろと皆様のご意見をお聞きした上で、料金設定はしたいと考えております。

以上です。

---

○議長（野口健二君） 次に、10番、染野光谷君の質問を許します。

○10番（染野光谷君） 小学校統合についてという題で一般質問させていただきます。

私も令和元年6月議会で一般質問させていただきます。ありがとうございます。町政が逼迫している中で、小学校統合、討論してはどうかと思ひまして、させていただきます。

先ほども9番議員さんが統合という形で話をしましたが、9番さんのとはまた違う統合なのです。私のものは急いでということなのです。私も昭和、平成と、今度は令和ですか、私は町長は5人目の町長とおつき合いをさせていただきます。5人目の町長は、令和の一つ記念に残るのには、まずは小学校を統合して、これから頑張ってもらいたいというのが私の本心でございます。

なかなか子供様、本当に大変です。だから、そんな大事な子供さんを扱う学校、本当に9番、新井議員は、なかなか新井議員らしい質問だなと思ひました。私は、さっきも言いましたが、違うのです。もう本当に何もできない、大きな仕事をやれば、あの仕事をやったというような話を結構聞くのです。これが町長としては、町長もはっきり言いますと、議会議員から町長になった町長でございます。

〔何事か言う人あり〕

○10番（染野光谷君） 一応この問題で逼迫している町政でございます。それで、どのようなお考えでおるのかちょっとお伺いしたいと思ひて質問させていただきました。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 染野議員のご質問にお答えいたします。

染野議員、本日の一般質問最後でございますので、そのご質問にお答えする前に、ちょっと今秩父地域の置かれている産婦人科情勢についてお話をさせていただきたいと思っております。

平成25年から秩父地域の産科が1診療所のみとなってしまって、里帰り出産ができない状況となりましたけれども、ところが年々出産件数が減りまして、昨年、平成30年度は里帰り出産も含めて秩父地域圏域内で386人、里帰りが83人、合計469人となってしまいました。そしてまた、今年度、4月、5月、里帰り出産も含めて、二月で58名となってしまっている。このままいきますと、産婦人科の経営が危うくなってきってしまうような状況になっておるわけでございます。そのような中で、長瀨町の少子化、これも今まで類を見ない少子化が進んでおるわけでございます。

そのような中で、先ほども新井議員からのご質問がございました。その中で答弁させていただきましたけれども、やはり悠長に構えていられる状況にはないかと、私も大変危惧をしておるところでございます。今から始めても、いろいろと皆様方のご意見をお伺いしたり、それから補助金、いろいろなもろもろの問題をクリアしながら、統合であるとか、一貫校であるとか、いろいろなことを検討してまいっても、多分1年や2年でできる仕事ではございません。先ほどもそのようなご答弁を9番、新井議員にもさせていただきました。その中で、これからしっかりと検討をしていかなければならないということは、私たちも本当に肝に銘じておるところでございます。

先ほどもそうした中で申し上げましたとおり、一番は子供たちの将来と地域住民のことを考えて行動を起こす、これが一番重要だと思っております。そうした中で、学校は地域のものであるという考え方から、これまで築き上げてきました保護者や地域住民と学校との協力、信頼関係を保つ、これが一番重要なことになってまいります。6歳から12歳という子供たちは、学校、家庭、地域で皆さんと協力し合って育てていかなければならないという時期でもございます。

現在の小学校、地域住民との連携が非常に強く、学校、家庭、地域が一体となり、教育活動を推進しております。そのため、地域の中には、現在通っている児童を初め、その多くの親や祖父母も卒業した母校を可能な限り存続させたいという気持ちがあるのは確かだと思います。もちろん住民の全員の気持ちを反映することは不可能でございますけれども、少しでも多くの声を聞くこと、これは大切だと思っております。

学校の再編成は、保護者、地域住民、町等の合意に基づくものでなければならぬと考えておりますので、保護者や地域の皆様からのご意見に耳に傾け、最終的には子供たちのための教育環境整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 町長の言うことはよくわかります。私は、議長として1市4町、そういうところへ出て、どっちにしたって、いろいろな集まりがあったって、人口はふえるわけではないのだから、私はそう思うのです。高校の統合問題もいろいろな問題が出ていました。だから、わかるのです。もう昭和の方とおつき合いをしております。それで、平成、令和ですか、今度の新しい元号は。こんな中で、一つ変わったことをやってもらいたいというのが私の本当の心なのです。だから、例えば町長は黒澤孟文さん、瀧上さん、その後松本さん、大澤芳夫さん、みんな議員経験者、瀧上さんは違うだけで。なかなか町長のとき

は、当たり前だよというふうなことを言っているなと思ったときも聞いています。町長になるのは大変だなと思っています、私も。

そんな中で、今度は小学校、先ほど新井議員、質問も本当に静かな人間性が出ていました。私の質問とは違います。一般質問というのは、この貴重な時間をかりて質問させてもらっているのです。私も運よく質問させてもらっているわけです。どうか質問をするからには、町長にも、令和の町長、元年の一般質問、私もさせてもらう。だから、幾らか少し乗り越えて、私もというぐらいの気持ちを持ってもらいたいのが私の気持ちなのです。

それで、年中銭がない、ここやらないと。それで、例えば物をつくると、大きな額です。先ほど申されました公園、1,500万円だ、3,000万円だといって、選挙のときに飛んで回った人もいるらしいですけども、私が大変だなというのは公共下水道事業、これが一番大変なので、大変な町になっているということは、私もここで言いたかったのです。

私は、選挙のときは下水道処理場、これの負債、両町で大きな負債をして大変だなと……

○議長（野口健二君） 10番、染野光谷君、簡潔にお願いいたします。

○10番（染野光谷君） では、何を言ったらいいのだよ、これ。小学校。その中に入れたのではまずいのか。失礼だけれども。統廃合するというのは容易ではないからしろと言っているのに、俺が間違っているので、これで終わりか。俺もうれしくてやっているわけなのだ、一般質問を。だから、大変だ、町を統合する、しないのではなく、こういう話も聞いて、そのふうにいきましょうというのが俺の一般質問の中身なのです。それではやらせないなら、よすよ。はっきり言って。

○議長（野口健二君） わかりました。やってください。

○10番（染野光谷君） それでいいよ、もう別に。こうだって容易ではない。だって、こういう問題があるから統合していかなくてはならないかなというふうに言っているのに、違うことを言う。だから、俺はいつもおもしろくないのだ、はっきり言って。だから、どっちにしても統合問題、いろいろな話を、こういう事態になるということは、こういうことだからということをはいけぬのか、昔のことは、はっきり言って、下水処理場なんていうあんなのをつくったから、こういうふうに容易ではないのだ。それだけは言うておく。それで終わりでもいいよ。

○議長（野口健二君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了しました。

これをもって町政に対する一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時40分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村田議員の補足を教育次長にやってもらいますので、よろしく願いいたします。

○教育次長（内田千栄子君） 先ほど村田議員の一般質問にございました内容につきまして、私のほうで確認してお知らせするという件がございましたので、その件についてご報告いたしたいと思えます。

天然記念物長瀬の関係でございまして、舟下りの関係で申請が何件出ているかということでございまし

たが、2件申請が出ておりまして、年度初めに申請の手続をしていただきまして、その後随時行為をしていただいた後に、全て事業が終わった後、報告書をまとめて出していただいているという状況になっております。

以上でございます。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野口健二君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今定例会に町長から提出された議案は、議案第30号から議案第33号までの4件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他、内容の説明等は、個々の議案が議題に共された際に求めることにしますので、ご承知を願いたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



#### ◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第5、議案第30号 長瀬町観光振興計画策定委員会条例を議題といたします。提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第30号 長瀬町観光振興計画策定委員会条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町観光振興計画の策定に当たり、その内容について協議、検討する長瀬町観光振興計画策定委員会を設置したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、議案第30号 長瀬町観光振興計画策定委員会条例の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条になります。設置です。長瀬町の観光の基本的な考え方と施策の方向性を定め、観光振興による地域の魅力や活力の向上を目指し、総合的に観光政策を推進していくため、長瀬町の観光振興計画を策定することを目的に、長瀬町観光振興計画策定委員会を設置するものでございます。

委員の事務につきましては、第2条に掲げてございます観光振興計画策定に関すること、観光振興計画の進捗管理に関すること、その他観光振興計画策定のために必要と認めるものをご審議いただくものでございます。

組織としましては、第3条に書かせていただいております。委員さんにつきましては15名以内で組織しまして、学識経験者、観光関係者、商工関係者、その他町長が認める者で構成したいと考えてございます。

裏面、見ていただきたいと思います。附則のほうにございます。3でございます。以前長瀬町観光魅力

アップ対策審議会というのが設置されていたのですけれども、今回長瀬町観光振興計画を策定するに当たりまして、従前の条例は廃止をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） この条例を見てみると、先ほど町長が5番議員のときに観光振興計画の書類は外部委託するという話がありました。もし外部委託をするということがもう先にわかっているのであれば、この内容を変える必要はないのではないかと思うので、そこのところを質問いたします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

申されたのは、附則の3の長瀬町観光魅力アップ対策審議会条例を廃止する必要はないのではないかといいことでよろしいでしょうか。今回、前回つくりました内容と異なることと、魅力アップ対策審議会条例が平成10年、こちらの計画をつくるために設置した内容でございますので、今回新たに長瀬町観光振興計画を策定するに当たりまして、こちらのほうの委員会を設置したいというふうに考えております。特に必要ないのではないかといいのがあるのですけれども、整理をしておかないと、昔のものがずっと残ってしまうということでもありますので、今回新たな計画を策定するに当たりまして、整理させていただくものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） ほかに質問。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今観光課長、答弁一生懸命やっていますけれども、今までやってきたことを今度変えるのに外部に委託してつくり直すのであれば、ここの今までのメンバーで、メリットあるいは変えるべき点を検討していけばいいのではないのですか。外部に委託というのがもうありきで進んでいくのであれば、この条例をどうのこうのは私は必要ないと思うのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員の再質問にご回答申し上げます。

こちらの長瀬町観光振興計画策定委員会の設置につきましては、従前の長瀬町観光魅力アップ対策審議会と協議しました内容を踏まえた上で、新たな計画をつくるということで、今回上程させていただいております。前のものを改正すればいいのではないかといいことでございますが、目的ですとか内容、そういったものを最新のものに置きかえるということで、今回新たに設置をさせていただければということで上程させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 策定委員会条例を新しく設置するということですので、この第3条の委員は15名以内で組織しということなのではございますけれども、学識経験者、観光関係者、商工関係者、その他町長が必要と認める者ではございますけれども、多分観光関係者というのは観光協会長とか何かということになってくると思うのです。商工会の関係者というのは、商工会からの青年部長とか、商工会の副会長とかということになってくると思うのですけれども、この（1）の学識経験者というのは、いつでも私思うのですけれども、何でこの学識経験者、そんなに学識があるのかというような人がなっていることがあるのですけれども、それ

はどういう選び方をしているか。それとも町長のお気に入り雇用して、そういうふうになってしまっているのかなとも、すごくふざけたことを今質問しているのですけれども、そのところの学識経験者、どういふ人がなっているのだか、それを教えてもらいたいと思います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

現在委員さんの構成案としましては、学識経験者の部分では長瀬町文化財保護審議会の委員さんをお願いする予定で考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○8番（大島瑠美子君） それ1人。1人ではないでしょう、学識経験者。3人ぐらいいるのではないか。

1人ということはないよな。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） どうも済みません。それでは、続いて先ほどの内容的なものでございますけれども、学識経験者、主に大学教授ですとか博物館学芸員等ということの部分と、うちのほうで考えている分で、ちょっとまだ確定はしていない部分がありますので、そういった文化財ですとか、いろんなものに詳しい方にご意見いただければというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口健二君） ほかに質問は。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ちょっと重複するような点はあるかと思いますが、私は学識経験者といいますが、例えば立教大学の福嶋教授ですか、研究室等については、観光に関するそういうアンケートであるとかデータをお持ちですよね、多分。権威かどうかはわかりませんが、よく出版物とかも、福嶋、名前まで存じ上げておりませんが、そういう方が学識経験者というふうなことになろうかなとちょっと思ったのですが、今の課長の答弁ですと、文化財に詳しい人というふうなお話があった。そういう文化財に詳しい町内の人も必要でしょうが、これは有償ですよ。そうであれば、こういうものをもしもつくり直すということであれば、そういう人が入っているべきではないのかなと。

今多くの町の計画等については、そのような専門性を持った人が学識経験者として、アドバイザーとして活躍していると。健康福祉課でも見守り等についてというふうなことで、遠くから来ていただいて、講演していただいたりしているというようなこともあるので、せっかくならそういう方に入ってもらうべきではないのかなと思います。そんなことができるのなら、それはぜひ外部の目から見ていただいてという、専門的な知識を得ていただいてというのが必要かなと。

もう一点は、やりましたよという委員会にならないように、先ほども一般質問で質問したのですが、ちょっとお答えのほうがなかったの、何回ぐらいこの委員会を開催するのかというふうなこと、概略の計画ができていれば。

それから、本当の骨子をどうするかというふうなことなのですが、骨子はあくまでも廃案となる長瀬町観光魅力アップ対策審議会条例をある程度骨子にしてやっていくのか、それとも全く新たなものでやっていくのかというふうな点について。

あと、わかれば外部委託の費用がどのぐらいかかるのか。そこまでいってなければ結構ですから、その辺についてお答え願ひしたいと思います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、村田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、学識経験者につきましては、専門性のある方がいいのではないかというようなことでございます。委員さんにつきましては、これから候補者を出していきながら、具体的には任命させていただく予定でございます。そういうようなものですから、今お名前の挙がりました方につきましても検討させていただければと思っております。

それから、何回ぐらいの会議を開くのかというふうなことでございましたかと思いますが、予算の関係で一応5回ほど費用弁償を見込んでございます。よろしく願いいたします。

それから、骨子については、魅力アップのものを踏襲するのかということでございますが、こちらにつきましては、町長のほうのご回答で一般質問の中でお答えさせていただきましたが、各種いろんな先行する計画等を踏まえながら、審議会の委員の皆様方とこれから協議していくことでございますので、ちょっとその辺についてはまだお答えできないということになります。

それから、予算につきましては、今年度303万6,000円で予算どりさせていただいているかと思えます。よろしく願いいたします。

〔「科目は」と言う人あり〕

○産業観光課長（玉川 真君） 委託料でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、重複するようなことがあるかもしれませんが、この中には長瀬町の観光についての全体的なこと、もっと細部にわたった、例えば文化財に関して、文化財めぐりをするについてはこんなふうなルートもありますよとか、山歩きというのですか、セラピーとか、そんなふうな面で回るコースがありますよとか、コース概略とか、そんなふうなものもこの中に含めていくのかどうかという点についてお伺いします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、村田議員さんのご質問のこの計画の観光について、全体的なことなのか、それとも具体的なものが入るのかということについての回答をさせていただきます。

内容につきましては、今後いろんなものを策定委員会の委員さんの中でご協議いただきながら盛り込んでいきたいと考えておりますので、具体的にどうなるかはまだちょっとわからないのですけれども、他町のこういった観光振興計画的なものを見ますと、おおむね概算的なものが多いかと思われます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） わかりました。注文なのですけれども、玉川課長につきましては、議員さん、「さん」は要りませんので、よろしく願いします。

せっかくですから、もしかしたらそのような細部、他町は他町で、そんなふうなものまで含まれるような、概略だけではなくて、または概略をも見越して、規則とは違いますが、そんなふうなものをつくって、号令とか、そういうところまで入るような実行的なものにしていただきたいということで、答えられたらお願いします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

実行的なことを盛り込むように努力というふうなことでございます。こちらにつきましては、今回上程させていただきます長瀬町観光振興計画策定委員会の中で協議させていただいて、できる限りご希望に答えられるようにしていけたらと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） こちらの裏の提案理由を見ますと、内容について協議、検討する委員会とありますが、今回の条例案は委員会を設置して観光振興計画を策定することが目的であって、今後の進め方や内容、例えばワークショップをやるとか、パブリックコメントもやったほうがいいのではないかとか、そういうことについては、今後この委員会内で決めていくということによろしいのか伺います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

パブリックコメントですとか、いろんな内容的なものをどうするかということだったかと思うのですが、基本的には皆さん方からのご意見を集約した形でつくっていきたいと考えておりますので、パブリックコメントはぜひやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 長瀬町観光振興計画策定委員会条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。



### ◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第6、議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

低所得の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、関係規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、提案理由のとおり、低所得の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため改正するもので、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年4月1日から施行されたことにより行うものでございます。

改正内容は、従来から軽減措置が行われてきた生活保護受給者や世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の第1段階の減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円を超え、120万円以下の第2段階、世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が120万円を超える第3段階まで広げるものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。第2条第1項でございますが、元号の表記、平成32年を令和2年度に改めるものでございます。

第2項でございますが、第1項第1号の保険料を令和元年度及び令和2年度に、2万8,510円を2万3,760円に改めるものでございます。

第3項、第4項でございますが、第2項の2万3,760円を読みかえる規定でわかりにくいことから、現行保険料を幾らに改めると説明させていただきたいと思います。

第3項でございますが、第1項第2号の保険料を令和元年度及び令和2年度に、4万7,520円を3万9,600円に改めるものでございます。

第4項でございますが、第1項第3号の保険料を令和元年度及び令和2年度に、4万7,520円を4万5,930円に改めるものでございます。

なお、軽減措置の対象者は、第1段階361人、第2段階191人、第3段階204人の756人、被保険者全体の約29%で、保険料は352万5,000円減となる見込みでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例については公布の日から施行するもので、改正後の第2条の規定は令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については従前の例とするものでございます。

以上で、議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。



### ◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第7、議案第32号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,450万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を31億4,642万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第32号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回3,450万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を31億4,642万1,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、4、5ページをごらんください。第2表、地方債の補正でございますが、こちらですが、橋梁長寿命化事業債の増額は、埼玉県から示された社会資本整備総合交付金の配分額が予算額を下回ったことにより国庫補助金が減額になったこと、また橋梁修繕工事を実施するに当たり、工法等に変更が生じたことから事業費が増額になったため、限度額を970万円から500万円増額し、1,470万円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。説明書の10、11ページをごらんください。まず、歳入の補正につきましてご説明をいたします。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額176万2,000円は、低所得者の介護保険料軽減措置の拡充に伴う国庫負担金の増額でございます。

第2項国庫補助金、第4目土木費国庫補助金、補正額130万3,000円は、埼玉県から示された社会資本整備総合交付金の配分額が予算額を下回ったことによる減額でございます。

第6目商工費国庫補助金、補正額1,661万4,000円は、低所得者、子育て世代向けのプレミアム付商品券

事業の実施に係る事務費及び事業費の国庫補助金の増額でございます。

第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額88万1,000円は、低所得者の介護保険料軽減措置の拡充に伴う県負担金の増額でございます。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金、補正額686万6,000円は、幼児教育・保育無償化の実施に伴う県補助金の増額でございます。

第21款町債、第1項町債、第3目土木債、補正額500万円は、埼玉県から示された社会資本整備総合交付金の配分額が予算額を下回ったことにより、国庫補助金が減額になったこと、また橋梁修繕工事を実施するに当たり、工法等に変更が生じたことから事業費が増額になったことにより、地方債の充当額を増額するものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額468万7,000円の増額は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出の補正につきましてご説明をいたします。12、13ページをごらんください。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額16万2,000円は、訴訟事務委任の終了に伴い、弁護士へ謝金を支払うための増額でございます。

第9目自治振興対策費、補正額37万8,000円は、本年3月に株式会社秩父イワサキからLED防犯灯の寄附をいただいたため、LED防犯灯を設置するための手数料及び設置に伴い発生する電気料を増額するものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額215万5,000円の増額でございますが、障害者の就労等の自立更生の促進を目的とし、自動車運転免許取得費を助成するため12万円の増額、また令和2年4月から秩父市社会福祉事業団が秩父市内において高齢者デイサービス、児童発達支援等のサービスを提供するため、新たな多機能型福祉施設の建設を行うことから、1市4町で施設整備費を助成するため、203万5,000円を増額するものでございます。

第5目介護保険費、補正額385万3,000円の増額は、低所得者の介護保険料軽減措置の拡充のため352万5,000円の増額、また介護職員の処遇改善、消費税率引き上げ等に伴う介護報酬保険システムを改修するため32万8,000円を増額するもので、一般会計から介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費686万6,000円の増額でございますが、こちらは幼児教育・保育無償化の実施に係るものでございます。

第3節職員手当等36万7,000円は職員の時間外勤務手当、第9節旅費2万4,000円は会議出席のための旅費、第11節需用費12万5,000円は封筒等の消耗品費、第12節役務費1万9,000円は各家庭へ幼児教育・保育無償化の制度を周知などをするための郵送代、第13節委託料633万1,000円はシステム改修及び条例等の改正に向けた情報提供支援業務の委託に係る経費となっております。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費78万7,000円でございますが、こちらは体内に入りますと健康被害を出すおそれがあるポリ塩化ビフェニル、略称PCBにつきましては、PCB特措法により期限内での処分が義務づけられております。今回中央公民館等で使用されている変圧器、コンデンサー等でPCBの含有が疑われるものについて、再分析調査を実施するとともに、当該分析調査により使用不能となる変圧器コンデンサーの交換を行うため、増額をするものでございます。

次に、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費1,661万4,000円の増額は、低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業の実施に係るものとなっております。

第3節職員手当等11万円は職員の時間外勤務手当、14、15ページをごらんください。第7節賃金76万7,000円は臨時職員を1名雇うための賃金、第11節需用費13万2,000円はコピー用紙等の消耗品、第12節役務費97万9,000円は対象者へ申請書等を送付するための郵送代、第13節委託料29万5,000円は商品券、引き換え券作成などの委託に係る経費、第19節負担金、補助及び交付金1,433万1,000円は長瀬町商工会へ商品券の換金に要した金額から商品券の購入代金等の差額分及び商品券作成などの事務費を助成するものでございます。

次に、第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費369万2,000円でございますが、橋梁修繕工事を実施するに当たりまして、工法等に変更が生じたことから増額をするものでございます。

以上で、議案第32号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、まず一般会計補正予算書の歳入のほうで、民生費県補助金が686万6,000円というようなことで歳入に充てられて、歳出のほうで13ページにその内訳が載っています。こんなことはあれなのですけれども、消費税が上がらなくとも、これはもう10月実施は確定でいいのですよね。そのことと、あと13節委託料633万1,000円なのですが、このシステム改修ということの業務委託に633万1,000円かかるということですね。こんなにかかる、この長瀬町でこのことについて633万1,000円ということであると、日本中考えるとすごい金額だなというふうなことになるわけですが、こういうことをしなければ幼児教育・保育の無償化はできないのでしょうか。単純に疑問に思うこと。それで、この幼児教育・保育無償化については、新たにさらにお金がかかってくるわけですが、これは全て国庫の拠出金ということで考えてよろしいわけですね。その点についてお伺いします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

今回の幼児教育・保育無償化でございますが、ご承知のとおり5月10日に参議院で子ども・子育て支援法の一部改正が可決し、実施されるものでございますので、消費税が上がる、上がらないにかかわらず、準備のほうを進めていかなければならないと考えております。

また、システム改修の委託料でございますが、システム共同化ということで、埼玉県町村会が委託しております委託会社のほうからの見積もりによりましてこの金額という形で提示されて、今回要求しているものでございます。費用につきましては、先ほど歳入のほうと歳出が一致しているのがご理解いただけたと思いますが、今回の費用につきましては全額国費という形になります。

また、今後の無償化につきましては、来年度以降は恐らく今までどおりの形で、4分の1は町のほうが負担するような形の制度に変わっていく見込みと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、今年度については中途から始まるというふうなことで、全額国費でということとよろしいわけですね。ただし、来年度になると多分4分の1は町の持ち出しでということ、今の答弁でそういうことでよろしいわけですね。

もう一点、この歳入歳出の合計はいいのですけれども、633万1,000円というのにどうも納得できないのですが、これは業者のほうというのですか、これだけかかりますよということで請求があった額がこれと

いうことで、もうしようがないわけですよ。どうしてもここで高過ぎると言ってもしようがないことだ  
と思うけれども、余りにも高額なので、こんなふうに制度が変わると、どこかにお金が行ってしまうのか  
なということで、これも税金の一部ですので、非常に残念に思います。

あともう一点だけ、ちょっと先ほど言い忘れたのですが、多分企財課長だと思うのですが、済みません。  
財政調整基金の拠出があるわけですが、わかればこれを出した後の今手持ちの財政調整基金の残高を知り  
たいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

今回の補正をお認めいただいた後の財政調整基金の残高でございますが、2億6,218万7,000円の残高に  
なることとなっております。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 委託料ですが、先ほどの633万1,000円のうち、システムの関係は589万1,000円  
で、その残りの44万円は、この実施に伴って例規の整備をするための委託をするというもので、システム  
関係につきましては589万1,000円でございます。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。



### ◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第8、議案第33号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を  
議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第33号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由

を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億2,145万円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 議案第33号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページをごらんください。第1条、元号の表示でございますが、介護保険特別会計予算全体における元号の表示を令和に統一するものでございます。

第2条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,145万円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。款項別の補正額につきましては、ごらんのとおりとするものでございます。内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。

6ページ、7ページをごらんください。歳入につきましては上部分でございます。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料352万5,000円の減は、介護保険条例の一部を改正する条例により、低所得の第1号被保険者に対する軽減措置に伴い減額をするものでございます。

次に、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目低所得者保険料軽減繰入金352万5,000円の増は、低所得の第1号被保険者に対する軽減措置に伴い、一般会計から繰入金を増額するものでございます。

第5目その他一般会計繰入金32万8,000円は、歳出の介護保険システム改修事業費の補正に伴い、一般会計から繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては、6、7ページ下部分をごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費32万8,000円は、介護報酬改定に伴う介護保険システムを改修するための委託料について増額するものでございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費については、補正額の財源内訳について、歳入の保険料の減額及び繰入金の増額に伴い、財源内訳の組み替えを行うものでございまして、補正額はゼロでございます。

以上で、議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 異議ではありません。介護保険システム改修業務委託料32万8,000円、先ほどの保育無償化に伴うシステム改修委託料、余りにも差額が大きいのですが、内容的にかなりの量が、内容が変わってくるということですのでよろしいわけですか。委託料がかかるところで、ちょっと勉強しておかなければならないので、全然違う内容であります。余りにも、ゼロが1つ以上多い額と、こういうふうなことで、ただこれだけ見せられると安いと思うのですが、そのところをちょっと説明できたらお願いします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員の質問にお答えいたします。

32万8,000円のシステムの関係でございますが、介護報酬の関係が変わるということで、非常に簡素な

システム改修となっております。

先ほどの一般会計の補正でありました教育・保育無償化の徴収の関係、お金を集めるとか、減額するかというもののシステムが大幅に変わるものと比べまして、介護報酬等を変えるということで、今回はこの額という形になっております。

なお、介護保険の保険料が減額になっておりますが、そちらのほうにつきましては前々から軽減措置を行っておりますので、システム改修はなしで今回できますので、これは先ほどの介護保険料の減額ではなく、介護報酬のほうの改定に伴うシステム改修という形でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。



### ◎議員派遣の件

○議長（野口健二君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに可決されました。



### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野口健二君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



#### ◎字句の整理

○議長（野口健二君） ここで字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よってそのように処理させていただきます。



#### ◎閉会について

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。



#### ◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案1件、条例の改正案1件、補正予算案2件の合わせて4件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

6月7日には梅雨入りが発表され、今しばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、皆様には健康にご留意なされ、町政の進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

---

◇

◎閉会の宣言

○議長（野口健二君） これをもちまして、令和元年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 9月12日

議 長 野 口 健 二

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 関 口 雅 敬